

# 埼玉縣之蠶絲業

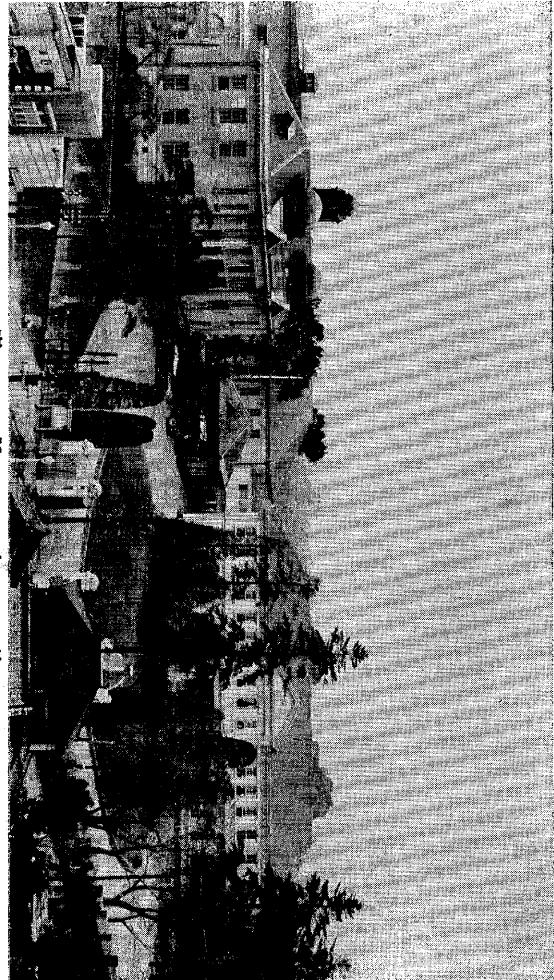
1935年3月

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

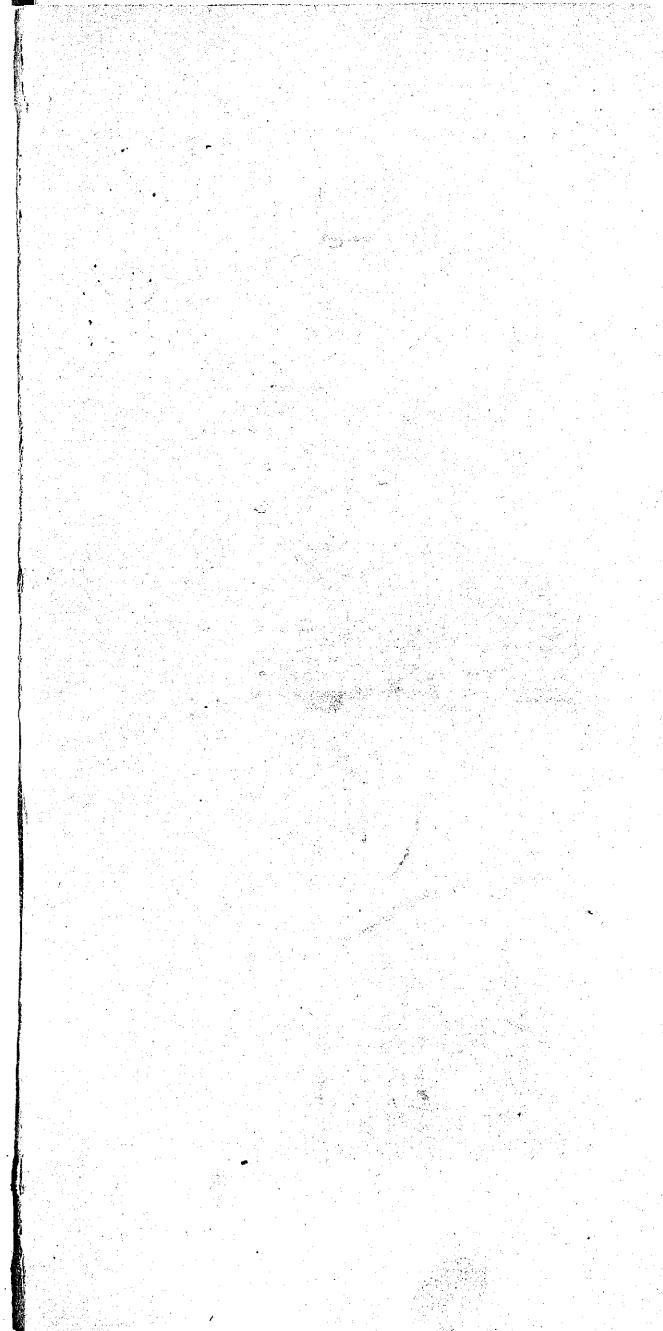
禁持出

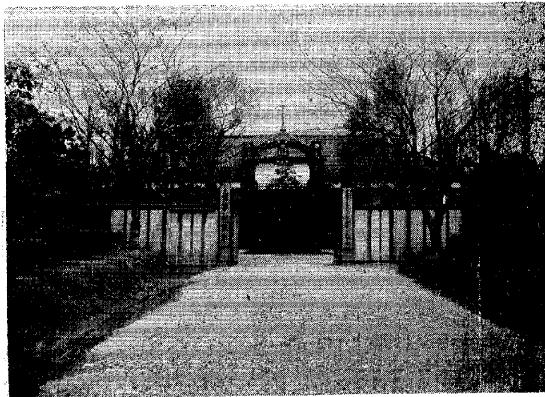
寄贈

埼玉縣立蠶絲業

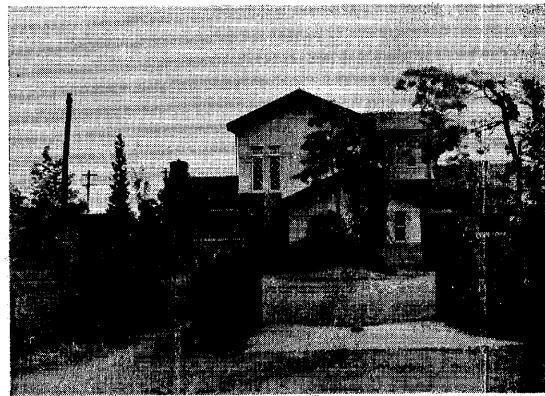


臨縣玉塔

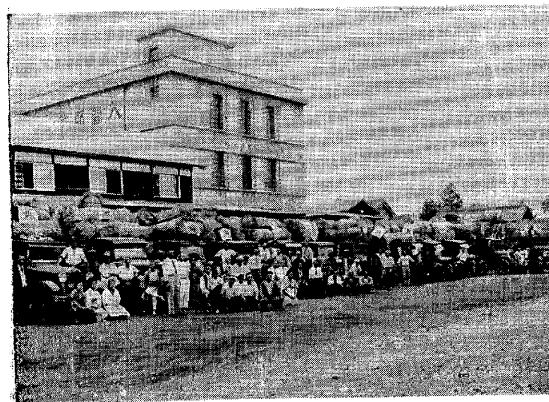




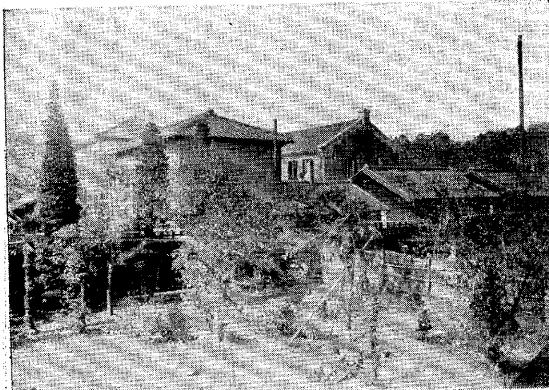
埼玉縣農業試驗場



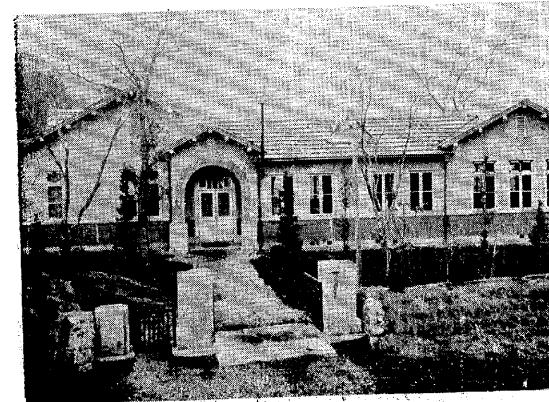
埼玉縣農業試驗場支川場  
埼玉縣農業試驗場支川所



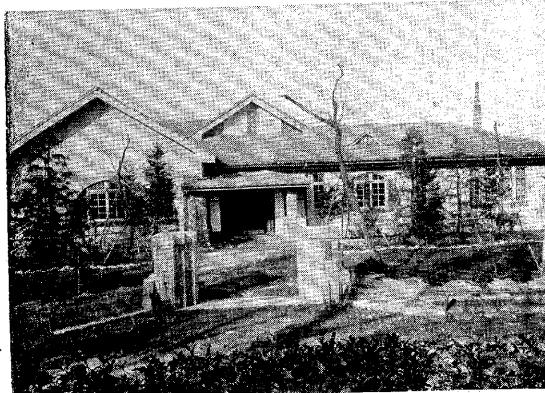
合組用利賣織乾郡間入 限有 住資



社玉琦會合聯合組買賣販絲生 限保 住資

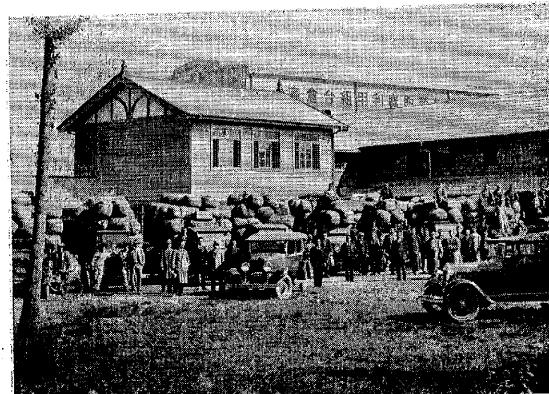
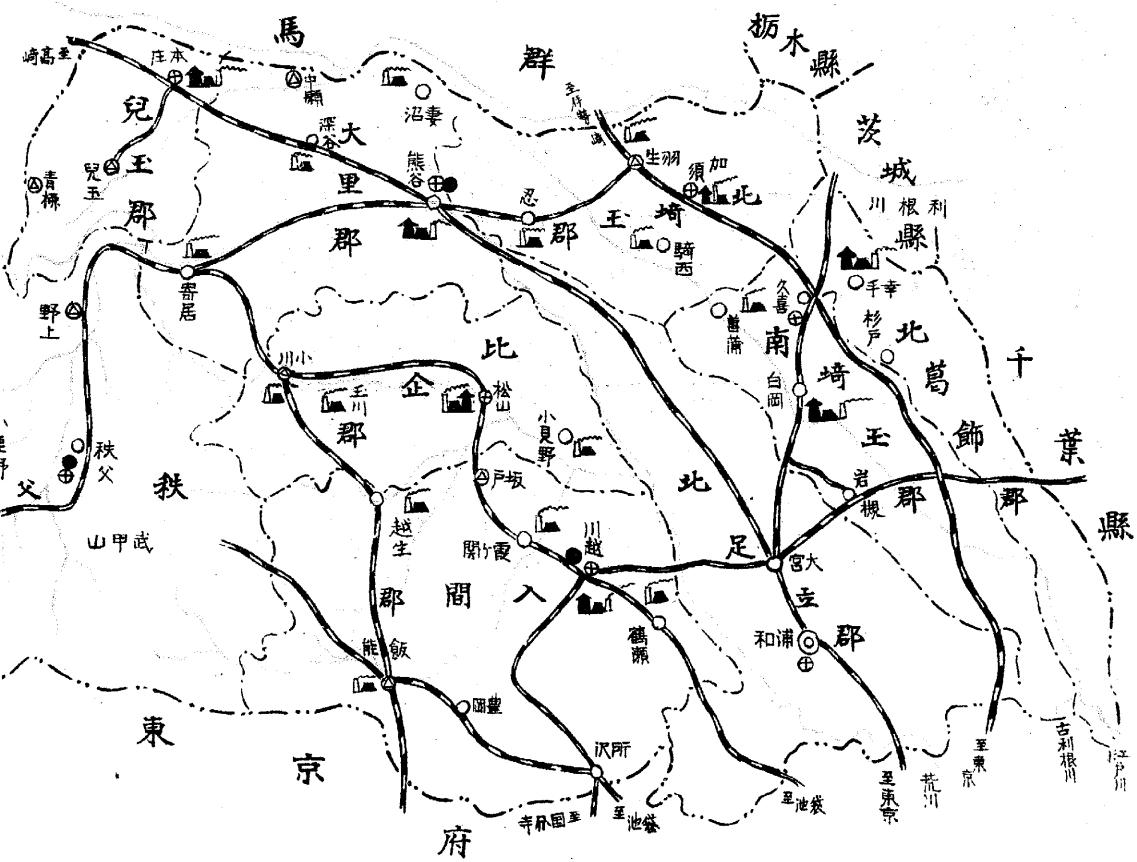


所支喜久所締取業蠶縣玉琦

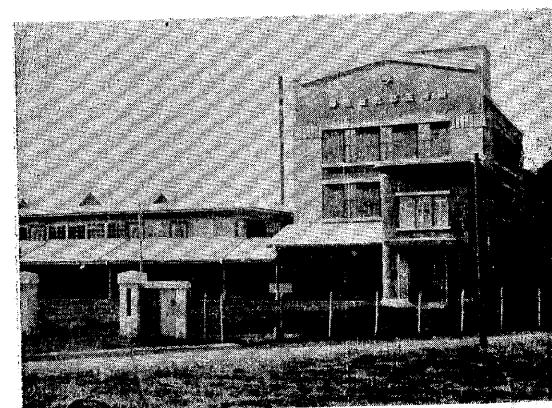


所支谷熊所締取業蠶縣玉琦

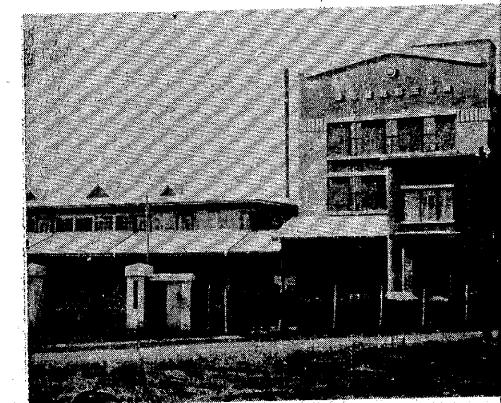
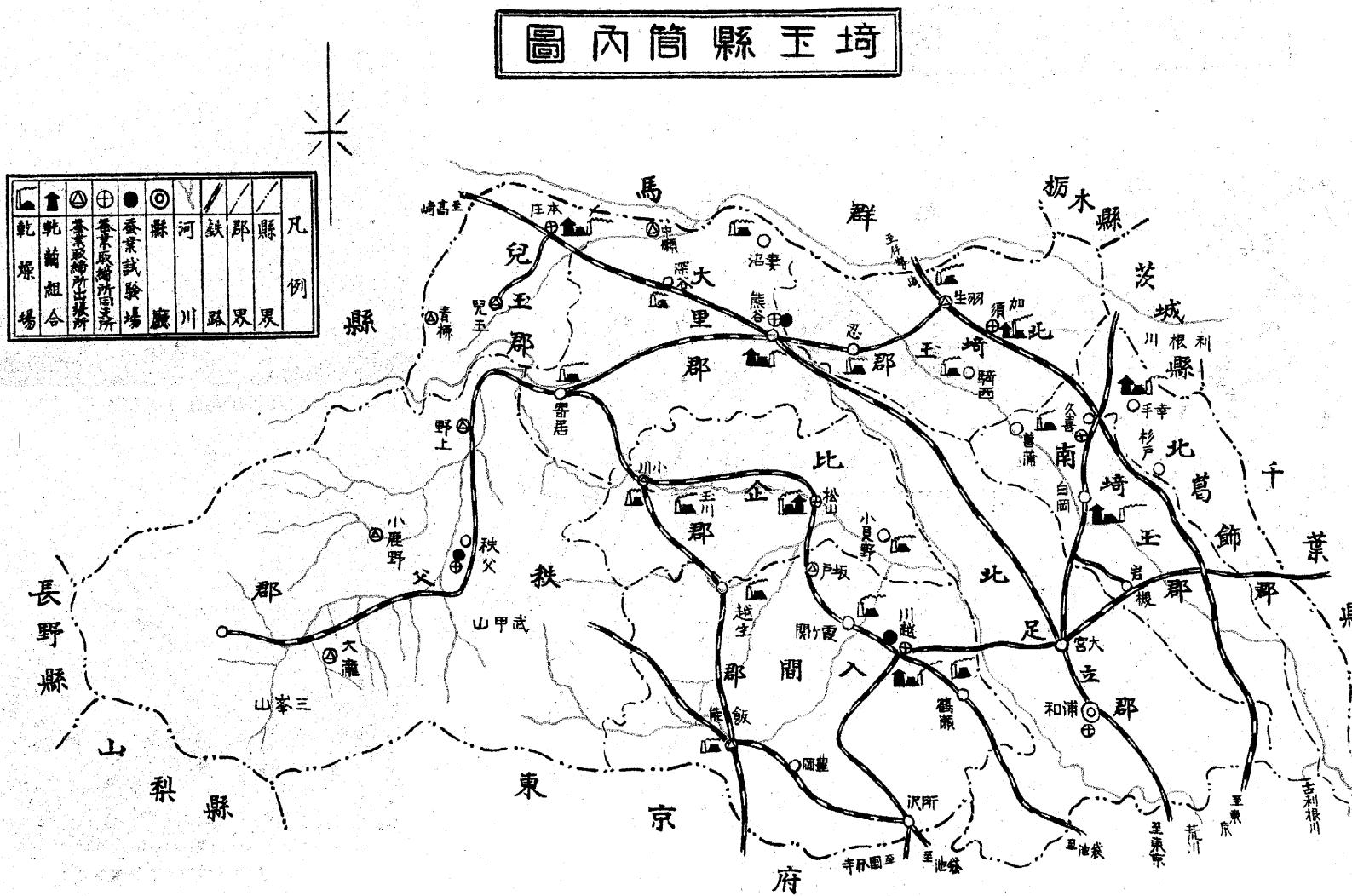
# 圖 玉埼縣簡內



有任販賣費賈利用組合

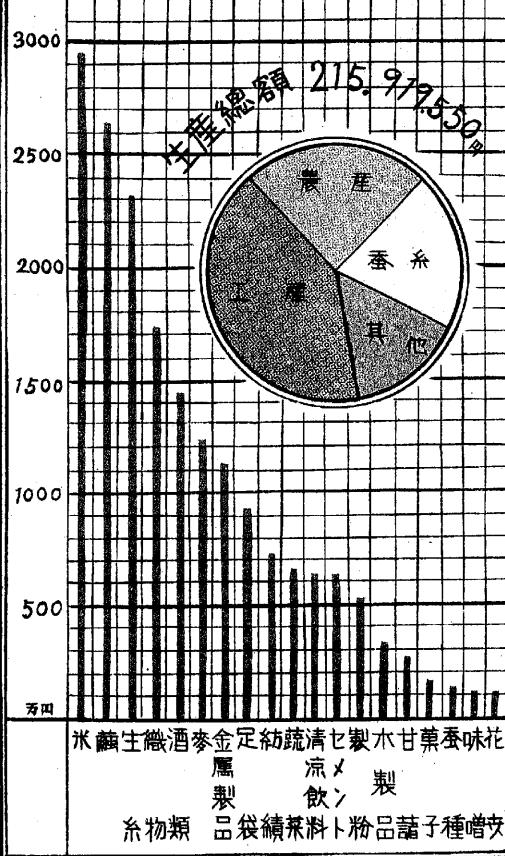


有任販賣費賈利用組合



埼玉縣重慶物産

昭和八年



# 埼玉縣之蠶絲業

## 目 次

一、縣勢概況	1
二、本縣蠶絲業の沿革及現況	2
(一) 蟻桑種植	3
(二) 蟻糞處理	4
(三) 蟻絲製造	5
(四) 蟻絲販賣	6
(五) 蟻絲業上に於ける本縣の地位	7
三、本邦蠶絲業上に於ける本縣の地位	8
四、蠶絲業の施設	9
(一) 蠶絲課	10

## 五、蠶絲業團體

- (五)(四)(三)(二)  
 蠶業取締所  
 蠶業試驗場  
 蠶業教育  
 奬勵施設
- (一) 埼玉縣蠶絲業組合聯合協會  
 (二) 埼玉縣養蠶業組合聯合會  
 (三) 埼玉縣養種業組合  
 (四) 埼玉縣製絲業組合  
 (五) 埼玉縣產業組合製絲組合  
 (六) 埼玉縣繭絲同業組合  
 (七) 埼玉縣桑苗同業組合  
 (八) 埼玉縣養蠶技術協會  
 (九) 埼玉縣蠶種販賣同業組合

西 雷 空 穗 天 吾 小 戈 姫 妃 姫 姫 姫 姫

## 六、

- 蠶絲業統計資料其他  
 (十) 埼玉縣乾繭組合協會  
 (十一) 大日本蠶絲會埼玉支會

西 雷 空 穗 天 吾 小 戈 姫 妃 姫 姫 姫 姫

## 埼玉縣の蠶絲業

### 一、縣勢概況

【地勢】本縣は關東平野の西部に位し東經一三八度四三分乃至一三九度五四分、北緯三五度二九分乃至三六度一七分の間に在り、南方は東京府と地相交錯し、西は關東山脈に依り山梨、長野の兩縣と境し、北及東は渡良瀬川、神流川、中川、利根川及江戸川を隔てゝ群馬、栃木、茨城及千葉の諸縣に對す。而して廣袤は東西九四杆、南北五一杆にして古昔の所謂武藏野の過半と秩父山地とより成り、其の面積三・八〇一方杆七〇にして全國中三九位に當る。

【土地】本縣總地積は三三八、二四七町九段にして内御料地一一町七段、國有地四八、七六八町八段、民有地二八九、四六七町四段なり。これを地目別に見れば山林の一・一四、二六九町一段最も多く、畑の九五、一〇九町三段、田の六八、一五三町五段之に亞ぎ、其の他は宅地の一六、六三五町六段、河川敷地の一〇、五九七町六段等なり。

尙全管を浦和、川口、川越、熊谷の四市、北足立、入間、比企、秩父、児玉、大里、北埼玉、南埼玉、北葛飾の九郡に分ち四八町三一ヶ村を包有す。

**【氣象】** 氣候概ね溫和にして熊谷市に於ける平年氣溫は一三度四分なり、七月上旬より八月下旬に最も高く、一月より二月下旬に最も低し。平年に於ける最高氣溫は三八度四分にして最低氣溫は零下一一度六分を示し、大體に於て著しき差なしと雖も西部は山岳連亘するを以て平坦地に比し低きを常とす。而して平年に於ける降水量は一、三五〇糲一分にして晚夏の候より初秋の期に最も多く寒中に少きを例とす。

**【人口】** 昭和五年十月一日の國勢調査に依る本縣總人口は一、四五九、一七二人にして之を大正十四年の調査に比すれば六四、九七九人を増加せり。而して總人口中農業者最も多く四三〇、四〇〇人を算し、工業、商業、交通業、公務自由業の順を以て之れに亞ぐ。其の世帯數は一二六四、四五二にして、人口密度は一方糠當三八四人にして全國平均一六九人より遙に高く、郡部に於ける最高は北足立郡の五六三人にして、北埼玉郡の五二三人之に亞ぎ、秩父郡の一一大人を最少とす。男女の割合は女百に付き男九七・〇八にして女子の超過を示す。

**【産業】** 本縣は土地豐穰にして且つ地味肥沃なるを以て農耕に適し、農業を營むもの、總戸數一七二、九〇七、全世帯の六五・四%の多數を示し、其の耕地面積は一六二、九七町七段に達し總土地面積の四三%に當れり。然して縣内總生産額一億六千八百四十一萬六千五百一十七圓に達し、その主たるは工產の九四、三〇一、一一四九圓にして、農產の六五、二八二、〇六五圓、畜產の六、〇三九、五七四圓、林產の二、〇〇〇、九三二圓、礦產の六二三、四五〇圓の順を以て之に亞ぎ、水產の一六九、二五七圓最も少く、人口一人に付き一一三圓の生産額にして一世帯當六三五圓に當る。

**【交通】** 西部は山岳連亘すると雖も其の他は概して平坦にして、鐵道は省線東北本線及高崎線縱斷するの外八高線あり、又私設には東武、總武、西武、秩父及武藏野諸鐵道ありて此の延長四五四糠に達せり。道路は國道一二一糠、府縣道二、二四一糠、計二、三六二糠にして各市町村に通ぜり。

**【財政】** 昭和九年度に於ける本縣歲出豫算總額は八、八二六、〇七五圓にして、內縣債費二、〇三七、一三九圓首位を占め、之に亞ぐは教育費の一、九六〇、四〇五圓、繼續費一、一九七、四七八圓、警察費の一、一二三、七一五圓等なり。而して之が歲入は稅收入の五、

五八五、六一四圓にして、總額の六三%に當り、其の他は縣債、雜收入、國庫補助金、寄附金等なり。

## 一、本縣蠶絲業の沿革及現況

本縣蠶絲業の起原並に往古に於ける狀況は之が溫故の資料極めて乏しく、今之を詳かにすること難しと雖口碑又は諸種の考證に據り按するに、紀元五百七十年代崇神天皇の御宇既に多少養蠶行はれ、同七百七十年代景行天皇の御代には普通農事と並び稱せらるゝ迄に發達したるものゝ如し。其の後歷代の皇室斯業に大御心を寄せられ、或は歸化人をして養蠶、機織のことを教へしめ、或は諸國に詔して桑樹を栽植せしめ、或は絹絶を賣せしむる等種々の手段を以て之が改發に努められたる爲、本縣の蠶絲業亦漸次發達するに至れり。一千三百七十五年元正天皇の御宇駿河外七箇國に居住せる高麗人約一千八百人を本縣に移住せしめたるが、之等歸化人は養蠶、機織の業に精通し専ら之に從事したるを以て茲に本縣の蠶業は格段の進歩をなし、遂に今日の素因をなすに至りしなり。口碑の傳ふる所に依れば、其の後前記高麗人中舊陣屋を毀ち桑園を設けたるものあり

と言ふ。是れ蓋し本縣に於ける桑園設置の嚆矢ならんか、爾後數百年間は史の徵すべきものなく蠶業の事蹟漠然として知るに由なしと雖、惟ふに年と共に機織の業發達しつゝありしを見れば、斯業亦世運の進歩と共に次第に發展の機運に向ひつゝありしを知るべし。然るに紀元一千六百年代朱雀天皇の御宇、平將門亂を構へて以來世は漸く擾亂し、政權武門に歸し農民は殆んど兵役に疲れて生業を顧るの暇なきに至り、従つて蠶業も時に或は多少振興したる時代無きにしも非ざりしが概ね不振の状態に陥りつゝありしもの如し。

徳川氏天下を平定し世は太平を謳ふに迨ひ本縣の蠶業亦再び勃興するに至り、其の後幕府の方針として奢侈の弊を矯正せんが爲、禁絹の制を布かれたるに因りて斯業は一大打撃を蒙り萎靡として振はざるに至れり。元祿五年武藏外六箇國の蠶種商八王子町に相會し諸種の盟約を爲し、且つ蠶種臺紙の寸法を定めたり。之を見れば當時は勿論其の以前より既に多少蠶種製造の業行はれたるべしと雖尙未だ縣下の需要を充たすに足るべき産額なく多くは福島縣伊達郡地方より購入したものゝ如し。又嘉永年間秩父郡小鹿野町の人森伊左衛門なる者各地を漫遊して製絲の術を究め、歸來後其の方法を同地方に弘

め、且製絲器械の改良を圖りし以來本縣の製絲業は漸く發達するに至れり。  
安政六年横濱港を開き外國貿易の開始せらるゝや、從來我が國內の需要を充すに過ぎざりし生絲は輸出品中の大宗として盛んに海外に輸出せられ頓に我が蠶絲業の勃興を促し國內到る處に行はるゝに至れり。本縣の蠶絲業亦此の好機運に促され次第に進歩發達し維新當時に至りては繭及生絲等少からざる產額を見るに至れり。

而して開港以來明治十年頃に至る間は實に一大過渡期にして、百般の制度未だ備らず海外の情勢に通曉せるもの甚だ稀にして蠶絲業の改良獎勵に關する政策亦統制を缺くの憾なきに非ざりき。明治十年頃に至り専ら當局の獎勵に依り器械製絲業興りたりと雖も資金乏しく且經營技術其の宜しきを得ざりし爲遂に成功するに至らず、二十年頃に於ける斯業の趨勢は只管養蠶の改良發展にのみ傾注し、幾多の傳習所と專業的大養蠶家踵を接して起り製絲業は寧ろ寂寞の感なきに非ざりしが、三十年以降は養蠶、製絲兩々相俟つて發達し、而も此の時代は國家諸般の制度も整備し、當業者の知識、技術亦昔日の比に非らず、其の經營漸く面目を改め斯業の基礎愈々確立し爾來政府の獎勵施設擴充と蠶絲業教育の普及とに依り斯業の進歩發達は年々目覺しく以て今日をなすに至れり。

然して現在に於ける本縣蠶絲業の大勢を示せば次の如し。

(昭和九年)

桑園反別	三五、四三五町四段
養蠶戸數	九八、七一九戸
產繭價	五、四五七、六〇一貫
蠶種製造者數	一一、四七七、八三〇圓
蠶種製造額	三三六名
原蠶種	一、四三一、四〇二錢
普通蠶種	一四、五八六、二五五瓦
普	四、〇五三
通	一六、五九九金
蠶場	五六〇七、三三三貫
絲釜	一六、四六七、一〇一圓
絲價	額額

(一) 栽桑

沿革

明治二年川越藩主松平大和守は領民に對し大に蠶業の奨励を爲し、桑苗十五萬本を群馬縣より求め領内各町村に植付けしめ、且つ教師を派して栽桑の實地指導を爲さしめた。其の後縣に於ては屢々告諭を發し或は吏を派して桑園の増殖及改良を奨励したりしり。明治六年四月荒川堤外へ桑樹栽植の目的を以て開墾許可を申請せしに直に許可せられ、爾來堤外に桑園を設くるもの年々增加するに至れり。其の後桑園漸く増加するに伴ひ害蟲の發生多くなりたるを以て、十一年十一月桑園害蟲驅除の必要を認め之を勵行すべき旨布達せり。爾後蠶兒掃立數量の増加と桑園の荒廢とに依り年々桑葉の不足を告げ養蠶家の不利尠からざりしを以て、明治四十年より四十二年に至る三ヶ年間補助金を交付して桑園の改良増殖を獎勵したり。明治四十三年八月中旬に於ける大洪水は數千町歩の桑園を殆んど荒蕪廢滅に期せしめたるを以て、明治四十四年度に於て補助金を交付しそが復舊、改植を圖れり。大正八年以來専ら晚生桑の驅逐を爲し、早中生桑に改めし

むるを主眼とし養蠶組合又は其の他の團體に補助金を交付し之れを奨励せり。而して昭和二年よりは從來の補助政策を改めて縣は蠶業試驗場及秩父支場外尙七ヶ所に指導圃を經營し、近時發達せる栽桑の技術と其の効果を實際的に知らしむる方法を探り、所謂不經濟桑園の撲滅を期せり。爾來逐次業界の不況となるに及び繭生産費低下を圖るの必要を認め、之が引いては桑園能率増進となり昭和七年度より荒廢桑園の整理改植に對し國は之が助成を爲すに至れり。之の施設に伴ひて昭和七年度以降桑園の整理を斷行し、一時四萬餘町歩に亘れる桑園も昭和九年に於ては三萬五千餘町歩に減少するに至れり。

〔現況〕

本縣桑園反別は現在三萬五千餘町歩にして長野、群馬に次ぎ全國第三位を占む。繭產額は年五百四十五萬貫餘にして其の產額は長野、群馬、愛知に次ぎ全國第四位を占む。桑園一反歩當り收繭額を見るに昭和五年には反當約一三・一貫なりしが、昭和八年に於ては約一六・三貫にして桑園整理事業の結果著しく反當能率の増加せることを知る。之を全國昭和八年反當平均一五・八貫に比較するときは〇・五貫多きも、縣の指導目標たる反當三十貫には未だ相當の隔りあることを遺憾とする所なり。今此等の隔年の消息を示

せば次の如し。

年 次	桑園反別 平均收穫額	桑園反別 同上指數		春 蘭 蘭 同上指數 夏秋蠶繭 同上指數	產
		春 蘭	夏秋蠶繭		
自四十一 至四十二 大正十三 正七年	二七、九三・四 二五、七三・七 二五、六三・二 二五、四三・九 二五、四四・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一〇〇 一、七八、〇〇一 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五 一、五一、四	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五 一、五一、四	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五 一、五一、四	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五 一、五一、四
大正十一 昭和元年	二五、六三・二 二五、四三・九 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五

(イ) 桑園反別  
本縣桑園反別は昭和五年迄は年々多少宛の増加を見たりしが、昭和七年以降蠶絲業の不況に伴ふ匡救事業たる桑園整理の結果漸次減少し、昭和九年に於ては耕地反別の二割二分、畑反別の三割七分に該當するに至れり。今最近十五ヶ年間の畑反別に對する桑園反別割合を示せば次の如し。

年 次	桑園 春 蠶 用 夏 秋 蠶 用 園 計	畑 反 別	對畑反別桑 園反別割合	
			春 蘭	夏秋蠶繭
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一〇〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一一〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一二〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一三〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一四〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五
昭和九年	二五、六三・二 二五、四五・九 二五、四五・八 二五、四五・四	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五	一五〇 一、七三、六一〇 一、六一、〇 一、五三、六 一、五二、五

同九年

三〇八・八

三四六・六

三五三五・四

三七・三

三七・六

(口) 桑の品種

從來より栽培せられたる所の品種を見るに十文字等の收穫量少き晩生桑最も多く、養蠶經營上不利渺からず之れを急速に改めしむる要あるを認め、大正八年以降極力早中生桑の栽培を奨励したる結果逐年品種改良の實蹟舉り最近は多胡、市平、改良鼠返等の品種の増加を見漸次十文字等の減少を見るに至れり。今本縣奨励の品種を示せば次の如し。

春蠶主用

市平

春秋蠶兼用

改良鼠返

夏秋蠶主用

改良鼠返

十 文 字

セ・六・一

六・二・六・〇

五・九・〇

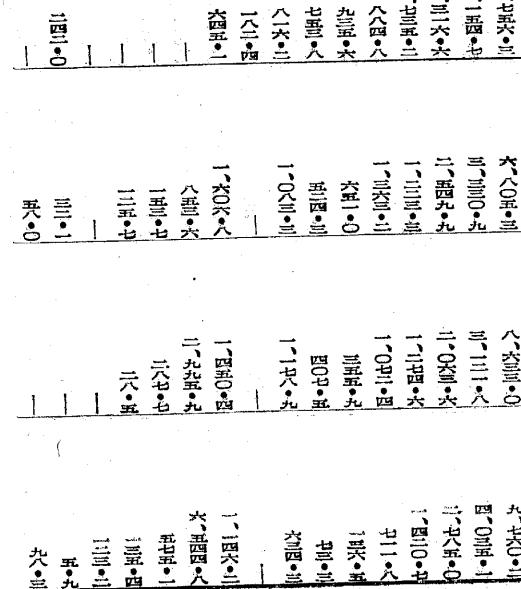
四・〇・一

尙主なる栽培品種につき其の増減を見るに次の如し。

(蠶業取締所調査)

枝九栗春改清甘青赤魯黑塗改良早生十文  
紋本良樂鼠十國野

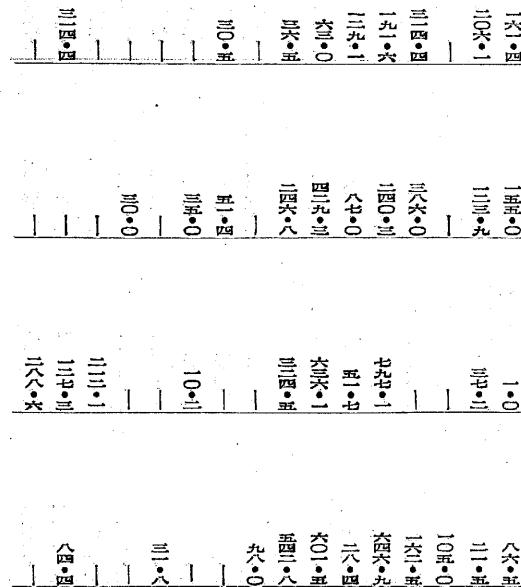
垂龍桑桑日返郎木桑木桑桑字平胡



御紫福影太鳳兒北荆丸奥大

早大赤丸和榮堀玉島森馬

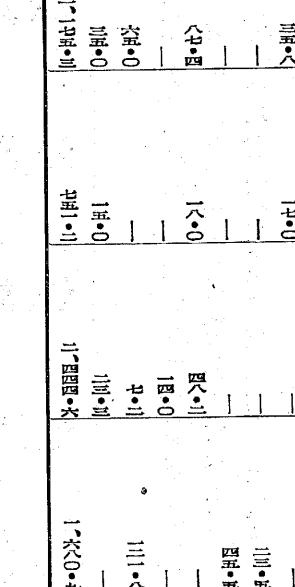
所生葉業桑返洋桑桑葉洲葉



金間長銀改島其

ノ  
良  
沼  
魯

瀬龍物桑桑葉錦他



(ハ) 増培

桑樹の仕立法は地方に依り夫々異れ其山間部地方は主として中刈、高刈、平坦部地方は専ら根刈、其の中間部地方は根刈又は中刈のもの多し。

今昭和九年度に於ける仕立法別桑園反別を示せば次の如し。

北足立(浦和)

二・三五・二 町 四・三 町 二・二 町 一・二 町 〇・五 町 二・三五・三 町

郡市別

根刈仕立

中刈仕立

高刈仕立

立

通

計

		間（川越）	入	北	南	大	秩	見	比	川	越
里	葛										
（熊谷）	玉										
葛	玉										
（熊谷）	玉										
玉	飾										
計											

(二) 整理、改植並混作事業  
 養蠶不況の結果之が匡救對策事業として、桑園の整理改植をなし桑園能率を高むると共に食料の自給を圖り、一面には桑園に彈力性を保たしめ、蠶絲業の好況、不況時に對應し得る施設として混作を獎勵せり。今此等の最近三ヶ年の助成事業の状況を示せば左の如し。

## 桑園整理改植並混作事業助成調

都市名	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度		
	整 理 及 反 覆	改 植 及 反 覆	計	整 理 及 反 覆	改 植 及 反 覆	計	整 理 及 反 覆	改 植 及 反 覆	計
川入浦北足 越間和立									
比 秋 父 企 父 企 父 父									
玉 谷 里									
北埼玉 南埼玉 北葛飾									
計									
(ホ) 桑 苗									

自家用桑苗の生産は古くより多少生産を見たりしが桑園の改良獎勵と共に需給激増し

業者生産によるもの著しく増加せり。而して主なる產地は兒玉郡、北足立郡、大里郡等にして最近の趨勢を示せば次の如し。

種別	年次	實生接木		代出取木		其 他		計
		甲	大	甲	中	甲	小	
大正七年	九、四糸、三〇	二、五五、七〇	五、〇八、二〇	四、七六、六〇	一、七六、七六	一、六八、七〇	二、五六、三〇	本
同昭和十一年	二、六三、八〇	二、二〇、四七	二、二〇、六〇	二、二〇、三二	一、七〇、六七	一、五〇、六〇	二、五〇、六〇	本
同昭和十五年	八、六四、〇〇	六、九五、六〇	三、八〇、三二	一、七〇、六七	一、七〇、六七	一、五〇、六〇	二、三三、一五	本
同昭和十五年	七、五〇、〇〇	七、一〇、八六	七、三四、五〇	一、七〇、六六	一、七〇、六六	一、五〇、五〇	一、七〇、四九	本
同昭和五年	七、三〇、〇〇	四、一七、三〇	四、一七、三〇	一、六五、九二	一、六五、九二	一、五〇、五〇	一、五〇、五〇	本
同昭和九年	七、三〇、〇〇	一、九〇、九〇	一、九〇、九〇	一、九〇、九〇	一、九〇、九〇	一、九〇、九〇	一、九〇、九〇	本

#### (ヘ) 桑苗検査

桑園改良の基調をなす優良桑苗生産の目的を以て、從來桑苗同業組合に於て桑苗の格付検査を施行し來りたるが之が検査を一層厳正ならしむる目的を以て、昭和七年度以降縣に於て之が検査を施行するに至れり。今此等の検査成績を示せば左の如し。

原苗	本苗		實生		本苗		接木	
	昭和七年	同昭和八年	昭和八年	同昭和八年	昭和七年	同昭和八年	昭和七年	同昭和八年
(甲)	一、二〇九							
(乙)	一、九六							
計	四、七〇							

#### (ト) 稚蠶共同桑園

備考  
一束の本數は本苗に在りては五十本、實生及原苗に在りては百本なり。

(ト) 稚蠶共同桑園  
春蠶期に於ける凍害並夏秋蠶期に於ける全芽育成奨励のため、縣は昭和六年稚蠶共同桑園設置補助規程を設け之が設置を奨励し、蠶作の安定及桑葉の經濟を圖り併せて養蠶實行組合の共同經營の實績を擧げしめ、現在相當の効果を擧げつゝあり。今昭和六年以降の設置反別並助成金額を示せば次の如し。

年	度	別	金額
昭和六年	三四七・〇〇		
	五一九・〇〇	円	

昭和八年年  
同同同十一年  
(豫算)

二九九・二二  
五一八・三八  
五〇六・八〇

五三九・九八  
八七七・九五  
七八八・五三  
七六〇・〇〇

## (二) 蟻種

### 〔沿革〕

慶應年間より明治初年頃蠅種の輸出旺盛を極めたる結果、本縣の蠅種業も著しく勃興するの氣運に際會したれ共之全く一時の現象に留まり、明治十三年頃に至りては輸出殆んど杜絶するに至れり。而して其の後は専ら國內の需要を充すに過ぎざりしが養蠅業の進展に伴ひ漸次隆盛となり、昭和五年に於ては蠅種製造者四五六名となり、その製造額に於ても原蠅種一、一四九、四一四蛾、普通蠅種四二、一二七一、四四五蛾の多きに達したるも其の後斯業の不況並に製絲業者の蠅種製造業への進出は勢ひ專業蠅種製造者の經營不振を來し其の數も漸次減少するに至れり。

### 〔現況〕

現下蠅絲業の不況と一面生絲製造者の蠅種製造業への進出は、從來の如き個々獨立の蠅種製造經營に甚しき打撃を齎し、こゝに專業蠅種製造者企業合組の氣運濃厚となり、旁々縣の指導と相俟つて各郡共に數名乃至十數名の法人組織に依る會社の創立を見、其の結果昭和九年には縣下を通じ四十六會社の數を數ふるに至れり。又縣には此等會社の統制機關たる蠅種業組合を基幹とする蠅種統制團を設立し、眞に縣下一心同體たる統制機構を形作るに至れり。今此等の會社を示せば次の如し。

#### 北足立郡

足立蠅種合名會社、清水合名會社

川入間郡 株式會社石川組製糸所、埼玉蠅種合名會社、川越蠅種合名會社、大功館蠅種合名會社、高麗川蠅種合名會社、國益蠅種合資會社、入間蠅種合名會社  
比企郡 比企蠅種合資會社、合資會社興農館、笠山蠅種合資會社、泰生蠅種合資會社  
秩父郡 新井合名會社、北秩父蠅種株式會社、西秩父蠅種合資會社、奥秩父蠅種合資會社、中秩父蠅種合資會社、本秩父蠅種合資會社、吉岡蠅業合資會社  
兒玉郡 寄島蠅種株式會社、關東蠅種株式會社、勅使河原蠅種合資會社、萩原蠅業合資會社、兒玉蠅種合資會社、合資會社秋平製糸所、仁手蠅種合名會社、藤田蠅種合資

大里郡 旭蠶種合資會社、小野蠶種合名會社、宮戸蠶種合資會社、金井蠶種合名會社、共榮製糸株式會社、中瀬蠶種合資會社、大里蠶種合資會社、熊谷蠶種合資會社、武藏蠶種株式會社、埼玉社、武藏蠶種合資會社、大里郡乾繭販賣購買利用組合  
北埼玉郡 埼玉蠶種合名會社、北埼玉蠶種合資會社、昭和蠶種合名會社、埼玉東部蠶種合名會社、北埼玉郡乾繭販賣購買利用組合  
南埼玉郡 埼葛蠶種合資會社  
北葛飾郡 埼葛蠶種合資會社

#### (イ) 蠶品種

蠶の品種は明治初年頃に至る迄多く青白種と稱する黃繭種なりしも、爾後次第に白繭種多くなり明治十四、五年頃に至りては大部分白繭種に變ぜり。而して明治十四年兒玉郡青柳村木村九藏氏の改良せる品種に白玉と命名せり。以來俄かに種々の品種各地に産出せられ其の數次第に多きを加へたるが、大正の初年頃より外國系品種漸く多くなり、加ふるに各種の交雜種製造せられ化性的に見るも春蠶期の一化性交雜種に對し夏秋蠶種は二時二化二化交雜種を以て萬能を極めたりしが、最近は亦一、二化並に二化二化何れ

をも飼育せらるゝに至れり。而して蠶種の數は年々數十種の多きに達したるも輒近人造絹絲の急速なる發達は生産費の低下の必要にせまられ、優良繭廉價生産主義を以て絲量絲質本位にて漸次優良なる國蠶系品種に整理統一せられつゝあり。

今昭和十年度に於ける本縣獎勵品種を示せば次の如し。

#### 春 蠶 (五品種)

(國蠶歐十九號) (國蠶日八號) (國蠶支十七號) (國蠶支一〇六號) (國蠶歐十八號)  
(同支十七號) (同支十七號) (同支一〇六號) (同支一〇六號) (同支一〇六號)  
(國蠶日七號) (國蠶日一一〇號) (國蠶日一一〇號) (國蠶日一一〇號) (國蠶日一一〇號)

#### 夏 秋 蠶 (三品種)

(國蠶日七號) (國蠶日一一〇號) (國蠶日一一〇號)

#### (ロ) 蠶種製造者數及製造額 (昭和九年)

蠶種製造者數は現在三二六にして、製造額は原蠶種一・四三一、四〇二蛾、普通蠶種四二、二九五、一九二蛾(一四、五八六、二五五瓦)にして縣内掃立數量を充すに足る。  
尙其の變遷の狀況を統計により示せば左の如し。

年 度 別	製造者數	蠶種			額 計
		原 蠶	普 通 蠶	製 造 蠶	
明治二十七年	一、四三 箱製	一〇、八〇〇 枚	普通製	一六、三八〇 枚	一七、〇九五、一〇〇 枚
同三十二年	六三 箱製	二、〇二三、七三 枚	普通製	二六、三二一 枚	二七、五九八、零〇〇 枚
三十七年	六三 箱製	一、九〇三、九〇 枚	普通製	二七、八五二 枚	二九、五三〇、零〇〇 枚
同四十二年	六三 箱製	一、四九〇、五〇 枚	普通製	二四、三三三 枚	二九、五八六、零〇〇 枚
昭和三八年	六三 箱製	一〇、八〇〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、九一八、零〇〇 枚
大正三四年	六三 箱製	一、五〇九、五〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、二一七、零〇〇 枚
同五年	六三 箱製	一、三〇九、六〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、一〇八、零〇〇 枚
同六年	六三 箱製	一、一〇九、一〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、一〇八、零〇〇 枚
同七年	六三 箱製	一、一〇九、一〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、一〇八、零〇〇 枚
同八年	六三 箱製	一、一〇九、一〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、一〇八、零〇〇 枚
同九年	六三 箱製	一、一〇九、一〇 枚	普通製	一〇、一〇八、一〇〇 枚	一〇、一〇八、零〇〇 枚

ル明治二十七年  
指  
セ  
数

### (三) 養 蠶

〔沿革〕

本縣養蠶業は其の初め縣の西北部即ち秩父、児玉、比企、入間の山間部に於て發達し漸次東部平坦地方に及ぼしたるものゝ如く安政年間開港以來逐年生絲の需要増加し且其の價格次第に騰貴したる結果明治初年頃には縣の東南部に僅かの地域を除く外悉く斯業の經營を見るに至れり。而して當時政府に於ては貿易發達の政策上専ら蠶絲業の保護奨勵に努めたるを以て本縣に於ても亦此趣旨に依り之が保護奨勵を策したり。明治六年六月二十九日には皇后・皇太后兩陛下富岡製絲所への行啓に際し、幡羅郡(今の大里郡)玉井村蠶種大總代鯨井勘衛の養蠶室に臺臨あらせられ、親しく養蠶の状を聽せられ斯業を御勧奨遊ばされ、縣に於ても告諭を發し斯業に勵み聖旨に酬ひ奉らんことを期せり。其後屢々告諭布達を發し又は吏を派して巡回指導を爲さしむる等怠りなく斯業の奨勵に勉めたる結果益々普及發達の機運に向ひしが、時恰も明治十年児玉郡青柳村木村九藏氏養蠶改進組を組織し養蠶傳習所を設け、且つ教授員を各地に派遣して斯業の開發に努め

たるを以て、爾來地方篤志者之に倣ひ續々養蠶傳習所を起し生徒の訓育に盡せり。又縣は明治十四年四月養蠶組合概則を布達し、共同的施設の下に斯業の健全なる發達を計らしめしが、明治三十七年四月時局に鑑み農民の執るべき方針及諸般の施設を要すべき事項を示して之が實行を促し、殊に養蠶に關しては蠶病消毒の施行、蠶種の改良、夏秋蠶用桑園の特設等を指示獎勵する所ありたり。更に斯業の改良發達は共同事業の遂行に俟つもの極めて大なるものあるを以て、縣は大正四年より補助金を交付して養蠶組合の設置及活動を獎勵したりしが、大正六年に至り組合數增加するに伴ひて郡に蠶業に關する技術員の設置を促すと共に獎勵の方針を示し、郡若くは郡農會をして獎勵せしめ縣は其の經費に對して補助金を交付したり。

昭和三年には養蠶組合、産業組合又は市町村農會に於て養蠶技術員を設置したる場合其の經費に對し獎勵金を交付することとし、養蠶の指導其の他の事業は總て組合を中心として獎勵を爲すに至り専ら組合の發達、助長を促し成績優良にして他の模範とするに足る養蠶組合は之を表彰し、組合個々の活動を促進すると共に之等の聯絡統一を圖れり。昭和七年には蠶絲業組合法制定せられ從來の申合せ的養蠶組合は簡易法人たる養蠶實

行組合たらしめ、又郡市には郡市養蠶業組合、縣には縣聯合會を設置せしめ、法的基礎の上に立つて統制ある強固なる團體たらしむるに至れり。從つて縣は養蠶實行組合の指導活動に必要なる一ヶ年を通じての常設指導員の設置を昭和九年度より獎勵し、之が經費に對して補助することとせり。今明治三十五年以降今日に至る間の養蠶業の趨勢を見るに次の如し。

年 次	總			春			夏			秋			蠶		
	養 蠶 戶 數	婦 立 數 量	收 繭 數 額	婦 立 數 量	收 繭 數 額	夏 蠶	婦 立 數 量	收 繭 數 額	夏 蠶	秋 蠶	收 繭 數 額	秋 蠶	收 繭 數 額	秋 蠶	
明治廿五年	六、四九	三七、七〇	二、二四、六〇	二、二四、九一	一、六六、四三	四八、四〇	二、二四、九一	一、六六、四三	四八、四〇	一、七〇、五九	二七、八九	四八、四〇	一、七〇、五九	二、二四、九一	
同 四十年	六、〇八	三八、七二	二、二五、七〇	二、二五、九一	一、七〇、五九	五〇、五〇	二、二五、九一	一、七〇、五九	五〇、五〇	一、七〇、五九	五〇、五〇	五〇、五〇	一、七〇、五九	二、二五、九一	
大正元年	六、七一	三九、七一	二、二五、九〇	二、二五、九〇	一、七〇、五九	五〇、五〇	二、二五、九〇	一、七〇、五九	五〇、五〇	一、七〇、五九	五〇、五〇	五〇、五〇	一、七〇、五九	二、二五、九〇	
同 五年	一〇一、七一	四〇、七一	三一、五九	三一、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	三一、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	一、七〇、五九	三一、五九	
同 十年	九、七〇	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	
昭 和 元 年	一〇〇、七〇	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	一、一七、五七	
同 五年	一〇〇、四九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	一、一九、〇九	
同 九年	六、七一	二、五七、八六	五、五七、八九	五、五七、八九	平、八三、〇九	五、五七、八九	五、五七、八九	平、八三、〇九	五、五七、八九	五、五七、八九	五、五七、八九	五、五七、八九	五、五七、八九	五、五七、八九	

備考 大正十年以來の數量單位石を累年比較便宜上一石を十貫として換算せり。

〔現况〕

本縣の養蠶業は縣下僅かに東南部地方を除くの外各郡等しく普及し現に全國中樞要の地位を占め年產額五百四十三萬貫に達し、養蠶戸數は九萬八千餘戸にして農家戸數の約六割餘に當り、養蠶業は實に主要生産業として近時著しき隆昌發展の域に達したるも最近數年來蠶絲業不況と共に蠶絲業統制施設の必要を提倡せられ、養蠶家個々も亦單獨の經濟的活動は逐次不利なる状態たるに至り總て團體的統制の下に各種の行動を必要とするに至り、十萬養蠶家は殆んど二千九百餘の實行組合を結成し、各郡市毎に郡市養蠶業組合の系統下に屬するに至れり。而して郡市養蠶業組合は各所屬組合の養蠶の技術的指導は勿論產繭の共同的處理並に各種の物資の共同購入の斡旋配給等に至るまで全く統制ある系態の下に蠶絲業萬般の事業をなすに至れり。

(イ) 春 蠶

本縣の春蠶は明治初年頃は専ら天然育なりしが木村九藏氏一度び溫暖育を案出して以來汎く其の方法行はれ、其の後明治三十、七八年頃に至り當業者の覺醒と當局の獎勵とする機宜に適したる方法なるを以て急速に普及し、今や從來の飼育法は此方法又は之に類似の方法に一變せり。而して條桑育に就ては其の形式種々ありと雖も近時大規模養蠶を行ふ地方に於ては蠶兒を收容する座積の關係上、遂に大多數飼育場所を屋外に設け所謂屋外條桑育となれり。今其の變遷を表示すれば左の如し。

年 次	割桑育	割芽育	全芽育	割桑全芽育	條桑育	計	實 數
大正十年	雪、四八五 月 廿四	一、七四四 月 廿四	三、四四四 月 廿四	八、柒六六 月 廿六	一六、八八八 月 廿九	廿六、六三九 月 廿九	廿四七九
同 十一年	雪、交二 月 廿五	一、六六六 月 廿五	二、六六三 月 廿五	四、八四四 月 廿五	一四、八四四 月 廿五	廿六、二六六 月 廿五	廿二、六六一
同 十二年	雪、六八一 月 廿五	一、六六六 月 廿五	二、二五五 月 廿五	三、一〇一 月 廿五	一三、一〇一 月 廿五	廿九、五三〇 月 廿五	廿八、六三三
同 十三年	雪、六九〇 月 廿五	一、六六六 月 廿五	二、三、九九六 月 廿五	三、一〇三 月 廿五	一六、一〇三 月 廿五	廿九、四一〇 月 廿五	廿八、一〇三
同 十四年	雪、七〇三 月 廿五	一、六六六 月 廿五	二、三、九九六 月 廿五	三、一〇三 月 廿五	一六、一〇三 月 廿五	廿九、四一〇 月 廿五	廿八、一〇三
昭和元年	雪、七一三 月 廿五	一、六六六 月 廿五	二、三、九九六 月 廿五	三、一〇三 月 廿五	一六、一〇三 月 廿五	廿九、四一〇 月 廿五	廿八、一〇三

二年	九、一五	九、三五	二、八三	二、九七	一〇、一七	一〇、一七	九、八〇
三年	六、一〇	四、八三	二、八四	一、九五	一〇、一九	一〇、一九	九、八一
四年	三、一五	三、六七	二、七五	一、九六	一〇、一九	一〇、一九	九、八二
五年	二、四四	三、五五	一、七七	一、九七	九、一〇	九、一〇	九、八三
六年	一、二五	一、七〇三	一、四〇	一、四一	八、〇六	八、〇六	九、八四
七年	一、一五	一、四三	一、三四	一、三五	七、〇六	七、〇六	九、八五
八年	一、一五	一、四三	一、三四	一、三五	六、〇五	六、〇五	九、八六
九年	一、一五	一、三五	一、三五	一、三五	五、〇五	五、〇五	九、八七

## (口) 夏秋蠶

明治五年今の大里郡八基村橋本呈次郎の妻某が一葉の秋蠶紙を當時歸省中の尾高淳忠氏に示したるに氏は「是れ秋蠶なり汎く之を弘めなば大なる國益ならん」と身勸業の職在り熱心に秋蠶鼓吹者となり、上武地方の當業者に之が飼育を奨励したりと云ふ。是本縣に於ける秋蠶の起源にして又實に本邦秋蠶の鼻祖なるべし。其の後秋蠶の發達著しく最近に於て其の收蠶額は春蠶と併伸し、飼育法は近時春蠶に於けると同様の事情に依

り各種の飼育方法行はれ、自然夏秋蠶期に於ける稚蠶用葉の不足を告ぐるに至り、縣は此等の趨勢に鑑み夏秋期稚蠶専用桑園の特設を促がし、之れに手術を施して稚蠶用全芽を得る方法を案出して秋蠶全芽育を奨励し、桑葉の經濟を圖ることを奨励せり。亦一面飼育溫湿度の適否は夏秋蠶豐凶に至大の關係あるに鑑み、從來の普通飼育法は漸次減少し溫湿度の調節に便なる適溫育並之に類似の密閉育等の急速に普及發達を見、夏秋蠶作柄等も著しく安定するに至れり。

## (四) 蘭處理

## (沿革)

明治初年迄の蘭取引は總て養蠶家の自宅に於て行はれたりしが、明治六年富岡製絲場の委託に依り本庄町にて蘭買入をなす、是れ本庄蘭取引市場の起源なり。當時は一般に柵取引なりしも其の方法上弊害渺なからざりしを以て、明治十九年に蘭驗柵取締規則を發布せり。爾來取引數量の増加するに従ひ容量取引にては弊害あり且つ不便なりし爲め明治二十二、三年頃より漸次柵量取引行はるゝに至り、其後全く柵取引の跡を絶ちたり。

而して本庄町に於ける生繭取引高は一時全國中首位を占むるの盛況なりしも、交通の發達に伴ひ各地に製絲工場の建設を見、生繭取引場所も各地に設けらるゝに至り漸次その數量を減じたり。大正三年本庄町に於ては株式會社本庄繭市場を設け大規模の取扱場及乾繭機を備へて業務を開始し、寄居町に於ても之に倣ひ大正四年繭絲市場を設置するに至れり。亦深谷町附近に於ては富國館、開國館の二大製絲場を中心とし、満澤治太郎氏等の發起に依り、西武蠶業改良組合を設けて繭質の改良を圖ると共に大正五年より正量取引を試みられ、又石川組製絲場を始め其の他の製絲工場に於ても正量取引に依り購繭しつゝありしもの尠からず。

而して政府は繭賣買取引制度に遺憾の點頗る多く殊に繭の賣買は主として生繭取引なが故に、繭は其の收穫後短時日の間に賣買を行ふの餘義なき爲め繭の品質に相當する價格の決定を困難ならしめ、且つ繭質を損傷し特に繭價に著しき變動を生ずるものなるに依り、養蠶製絲の基礎を安固ならしむるには從來の生繭取引制度を改善し乾繭の取引に移らしむるに在りとし、之れが目的達成の爲め大正十四年度より共同繭倉庫並共同乾繭裝置の建設に對し助成するに至れり。本縣は既にそれに先達ち大正十年縣令を以て乾

繭場設置獎勵規程を設け補助金を交付し居りしが、政府の施設と相俟ち比企、大里、入間、北埼玉、北葛飾郡に其れぞれ乾繭販賣利用組合の設立を見、更に昭和三年には南埼玉、児玉の二郡に同様の乾繭販賣利用組合の設立を見たり。而して縣は右組合の機能を發揮せしめ繭取引の改善を行ふ爲め、大正十五年以降各組合に縣技術官を夫々一人宛駐在せしめその指導獎勵の任に當らしめ以つて今日に至れり。その取扱高は實に一三四六、四〇六貫(昭和九年)にて全國中第一位を占む。

而して一方生繭取引に就ては繭取引の公正と圓滑を期するため、昭和八年六月縣令を以て繭市場取締規則を制定し免許制度となし、尙同月生繭賣買並に繭特約取引に關する取締規則を定め、殊に特約取引に就ては新に許可制度となし弊害の矯正に資し併せて之れが健實なる發達を期せんとせり。

#### 〔現况〕

本縣繭處理の現状は產繭額約五百萬貫中其の約二四%が乾繭組合出荷、約六%が組合製絲供繭、約二七%が特約取引、約二八%が市場仲買に屬し、其他は自家製絲又は屑繭整理加工をなしつゝありて蠶絲業の現況よりして乾繭取引は漸次増加の傾向にあり。





明治九年高麗郡(今の入間郡)上廣瀬村清水宗徳、下村泰作等の發起に依り同村に六十釜の暢業社と稱する器械製絲工場設立せられ、又北埼玉郡成田村に三田清三郎他數名の發起に依り埼玉製絲會社と稱する器械製絲工場設立せらる。是れ本縣に於ける器械製絲工場の嚆矢なり。而して之等は數年ならずして事業を中止し、其後一張一弛時に盛衰ありしと雖も明治十年頃より漸次發展し、殊に最近に至りては急速の發展を爲せり。今最近の發達情勢を工場數及釜數に付き示せば左の如し。

項目	大正元年	大正四年	大正七年	大正十年	大正十三年	昭和二年	昭和五年	昭和八年	昭和十年
工場數	一〇・〇三	三・五二	一六、零六	一五、〇六	一八、三〇	一六、七四	一六、七〇五	一五、六六六	一五、三六五
釜數	三	五	七	九	九	八	八	八	八

(ロ) 産業組合製絲

座繰製絲は明治初年の頃已に縣下一般に行はれ、明治十年頃より各地に生絲揚返所を設置し、明治十八年秩父郡兩神村に改伸社設立せられてより組合製絲は漸次其の數を増し、明治三十三、四年頃より碓氷社、甘樂社の支部揚返所數十箇所の設置を見るに至り益

々發達して、明治三十八年には児玉郡本庄町に甘樂社の分工場を設置し、同社事業の一半を取扱ふこととなりたる爲め、本縣組合製絲も日に月に發展するに至れり。而して座繰製絲は其の品質雜駁なるのみあらず需要者に於ても器械生絲を歡迎するに至り、且つ座繰製絲は生産費高價なるを以て漸次器械製絲に改むるの傾向を生じ、明治四十三年碓氷社藤澤組率先して器械製絲工場を建設して以來急速の勢を以て器械製絲工業の設置を見るに至り、組合組織の座繰製絲は今や全く其の跡を絶つに至れり。

今最近に於ける消長の情勢を左に示さん。

項目	大正元年	大正四年	大正七年	大正十年	大正十三年	昭和二年	昭和五年	昭和八年	昭和十年
工場數	一三	三	五	九	七	四	三	三	三
釜數	六四	一、八二四	三、五五六	三、七二〇	三、二五六	二、六五五	二、六六六	二、四四四	二、四四四

而して組合製絲は群馬縣に事務所を有する碓氷、甘樂の兩社に所屬したるも一系統に所屬するは種々の弊害を生ずるのみならず他縣の聯合會に所屬するは不利不便尠ながらざるを以つて、大正七年五月兩社より分離脱退して新に有限責任生絲販賣利用組合聯合



廣福東宮神高京新大兵宮島岡千鹿鳥  
奈兒  
島岡京崎川知都湯分庫城根山葉島取

11-0001	中・江原
11-0002	北・鶴見
10-0003	北・忍び
10-0004	西・忍び
10-0005	北・忍び
10-0006	北・忍び
10-0007	北・忍び
10-0008	北・忍び
10-0009	北・忍び
10-0010	北・忍び
10-0011	北・忍び
10-0012	北・忍び
10-0013	北・忍び
10-0014	北・忍び
10-0015	北・忍び
10-0016	北・忍び
10-0017	北・忍び
10-0018	北・忍び
10-0019	北・忍び
10-0020	北・忍び
10-0021	北・忍び
10-0022	北・忍び
10-0023	北・忍び
10-0024	北・忍び
10-0025	北・忍び
10-0026	北・忍び
10-0027	北・忍び
10-0028	北・忍び
10-0029	北・忍び
10-0030	北・忍び
10-0031	北・忍び
10-0032	北・忍び

大沖青富秋福山香滋石佐奈和崩長岩  
歌  
阪繩森山田井口川賀川賀良山木崎手

11-0001	中・江原
11-0002	中・江原
11-0003	中・江原
11-0004	中・江原
11-0005	中・江原
11-0006	中・江原
11-0007	中・江原
11-0008	中・江原
11-0009	中・江原
11-0010	中・江原
11-0011	中・江原
11-0012	中・江原
11-0013	中・江原
11-0014	中・江原
11-0015	中・江原
11-0016	中・江原
11-0017	中・江原
11-0018	中・江原
11-0019	中・江原
11-0020	中・江原
11-0021	中・江原
11-0022	中・江原
11-0023	中・江原
11-0024	中・江原
11-0025	中・江原
11-0026	中・江原
11-0027	中・江原
11-0028	中・江原
11-0029	中・江原
11-0030	中・江原
11-0031	中・江原
11-0032	中・江原



秋福山香溢石佐奈和柄長岩廣福東宮  
歌  
田井口川賀良山木崎手島岡京崎

西・北	二・四	一・三	一・二	一・一
西・南	一・五	一・四	一・三	一・二
東・北	一・六	一・五	一・四	一・三
東・南	一・七	一・六	一・五	一・四
西・東	一・八	一・七	一・六	一・五
西・西	一・九	一・八	一・七	一・六
東・東	一・十	一・九	一・八	一・七
東・西	一・十一	一・十	一・九	一・八
西・東	一・十二	一・十一	一・十	一・九
西・西	一・十三	一・十二	一・十一	一・十
東・東	一・十四	一・十三	一・十二	一・十一
東・西	一・十五	一・十四	一・十三	一・十二
西・東	一・十六	一・十五	一・十四	一・十三
西・西	一・十七	一・十六	一・十五	一・十四
東・東	一・十八	一・十七	一・十六	一・十五
東・西	一・十九	一・十八	一・十七	一・十六
西・東	一・二十	一・十九	一・十八	一・十七
西・西	一・二十一	一・二十	一・十九	一・十八

山崎愛群長		(二) 蟻				
府	縣	總北大沖青富				
埼玉	海	順位	計道阪繩森山			
梨玉知馬野						
（昭和八年）						
者	蠅種製造數	一・三	一・二	一・一	一・〇	一・九
原	蠅種	一・三	一・二	一・一	一・〇	一・九
蠅種	普通製造數	一・二	一・一	一・〇	一・九	一・八
普	通蠅種數	一・一	一・〇	一・九	一・八	一・七
量	計	一・〇	一・九	一・八	一・七	一・六
量	順位數	一・四	一・三	一・二	一・一	一・〇

兵宮島岡千鹿鳥德靜山愛熊三福岐英

## 兒

庫城根山葉島取島岡形媛本重島阜城

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

石佐奈和柄長岩廣福東宮神高京新大

## 歌 奈

川賀良山木崎手島岡京崎川知都湯分

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101

111 101 111 111 101 111 111 111 101 101 101 111 101 111 111 111 111 101 111 111 101 101



岡島兵宮高京新大福宮東神奈川崎京岡山手崎島木崎分庫湯都知岐山根長岩廣福宮大兵佐奈和歌山良賀川口阪纏森井田山川計北海道合

18.8K	17.0K	16.2K	15.4K	14.6K	13.8K	13.0K	12.2K	11.4K	10.6K	9.8K	9.0K	8.2K	7.4K	6.6K	5.8K	5.0K	4.2K	3.4K	2.6K	1.8K	1.0K	0.0K
14.8K	13.2K	11.6K	10.0K	8.4K	6.8K	5.2K	3.6K	2.0K	0.4K	0.0K												
14.0K	12.4K	10.8K	9.2K	7.6K	6.0K	4.4K	2.8K	1.2K	0.6K	0.0K												
13.8K	12.2K	10.6K	9.0K	7.4K	5.8K	4.2K	2.6K	1.0K	0.4K	0.0K												
13.6K	12.0K	10.4K	8.8K	7.2K	5.6K	4.0K	2.4K	0.8K	0.2K	0.0K												

和歌山	奈良	佐賀	富士	秋田	香川	滋賀	石川	佐賀	福井	山口	鳥取	島根	山陰	鳥取	島根	山陰	鳥取	島根	山陰	鳥取	島根	山陰	鳥取
西三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
西四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
西五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
西六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九

## 四、蠶絲業の施設

### (一) 蠶絲課

縣下蠶絲業の統轄的事務は從來農務課内蠶絲係に於て施行せられたりしが、斯業の進歩發展に伴ひ昭和三年七月農務課より分立して蠶絲課設置せられ、蠶絲業に關する一切の事務統轄並に蠶絲業獎勵事務及蠶絲業各種團體の統制を圖り、縣下蠶絲行政の中権として現在地方技師一名、地方農林技師五名、屬一名、技手一名、農林技手七名、農林主事補二名を設置す。

### (二) 蠶業取締所

明治四十四年蠶絲業法發布せられたるに依り縣は同年十二月同施行手續を定め、翌年一月より實施せらるゝに當り、同時に縣廳内に蠶業取締所を縣下七箇所に支所を設置し一般取締事務を開始せり。其の後蠶種製造業の發達に伴ひ、蠶種の製造年と共に増加し來れるを以て、大正九年より出張所九箇所を設け、而して大正十三年三月蠶業取締所本

所を熊谷町蠶業試驗場内に移し、蠶絲業法の命ずる各種蠶病の豫防、蠶種検査及桑苗生産の取締及検査に關する事務を處理するの外、養蠶技術員の免許規則及蠶種、繭賣買業者取締規則の施行に當り之が取締をなす。更に大正十五年郡役所廢止せられて以來獎勵事務も兼ね、蠶業試驗場と共に蠶絲業改良發達に努めつゝありしが、漸次蠶絲業獎勵事務多忙なるに従ひ尙蠶絲課の分立と共に相互の連絡の必要上、昭和五年再び事務所を縣廳蠶絲課内に移し、職員は之を兼務せしめ一般取締事務並獎勵事務を掌ることとなり現在に及べり。

而して現在本所の外支所八箇所を常置し、出張所一〇箇所を臨時開設す。今是等の名稱、位置、管轄區域を記せば次の如し。

名	稱	位	置	管	轄	區	域	備	考
埼玉縣蠶業取締所			浦和市縣廳内	埼玉縣	一圓				
同 同 川 越 支 所	浦 和 支 所	浦 和 市	北足立郡、浦和市一圓						
同川越支所	飯能出張所	入間郡飯能町	入間郡、川越市一圓	同 郡	三ヶ島村外十八ヶ町村				
			臨時開設						

同川越支所	坂戸出張所	入間郡坂戸町	入間郡三芳野村外十一ヶ町村
同松山支所	松山支所	比企郡松山町	比企郡一圓
同秩父支所	小川出張所	同郡小川町	同郡菅谷村外八ヶ町村
同秩父支所	小鹿野出張所	同郡大瀧村	同郡吉田町外七ヶ町村
同秩父支所	野上出張所	同郡大瀧村、白川村	同郡野上村外十ヶ町村
同秩父支所	大瀧出張所	同郡本庄町	同郡大瀧村、白川村
同本庄支所	同本庄支所	同郡大瀧村	同郡大瀧村、白川村
同熊谷支所	兒玉出張所	同郡兒玉町	同郡東兒玉村外七ヶ町村
同熊谷支所	青柳出張所	同郡青柳村	同郡青柳村外二ヶ村
同熊谷支所	中瀬出張所	同郡中瀬村	同郡明戶村外十ヶ町村
同加須支所	同加須支所	同郡久喜町	同郡南河原村外十六ヶ町村
同久喜支所	羽生出張所	同郡羽生町	同郡南河原村外十六ヶ町村
同久喜支所		同郡久喜町	同郡南河原村外十六ヶ町村

臨時開設

久加熊本秩松川浦木	所	技師又ハ農林技師	五   → —   —   —   —
喜須谷莊父山越和	計		三六 五三三四四五四五三
支支支支支支支		技手又ハ農林技手	七   — —   — — —
所 所 所 所 所 所			
		書記又ハ農林主事補	

現在蠶業取締所に所長技師一名、農林技師四名、農林技手三六名、農林主事補七名、農業取締吏員八名を常設し、更に七月以降百六十名餘の蠶種検査吏員を採用し、取締事務の遺憾なきを期せり。職員所屬状況を示せば次の如し。

(三) 蟻業試験場

大正二年迄は農事試験場に於て蠅業に關する調査を行ひ來りしも、蠅絲業の發達と共に時代の趨勢は原蠅種製造所の設置を促し、熊谷町に之が設立を見、翌大正三年より原蠅種の製造配付に着手し、大正四年よりは一代雜種の原蠅種配付をなすに至れり。爾來連年其規模を擴張すると共に大正六年よりは夏秋蠅種の配付を開始し、大正七年度に於ては原蠅種の製造配付、試験調査、其の他蠅絲業獎勵に關する諮問又は協議を遂ぐる爲め、原蠅種製造所協議員會を組織せり。

大正八年よりは製絲に關する試験調査を爲す目的を以て製絲部を設置し、大正十一年以來規程により繭檢定並鑑定を行ひつゝあり。而して大正十一年十二月縣告示を以て埼玉縣蠅業試験場と改稱し、大正十二年四月秩父町に秩父支場を設置し一層配付蠅種の普及を圖り、更に昭和五年四月川越市に川越支場を設立し、主として蠅病及桑に關する試験調査を爲す事となれり。

而して蠅業試験場の現在に於ける職員數及設備概要を示せば左の如し。

(イ) 職員數

(ロ) 設備		本場又ハ支場	技師又ハ農林技師	農林技手	書記又ハ農林主事補
項目	本場	秩父支場	川越支場	計	
川秩本				一三	
越支場				二	
計				一八	
五二				一	

項	目	本	場	秩	父	支	場	川	越	支	場	計
一、數												
二、桑園改良指導圓物	地	四、天四坪八合七勺		二、黑三坪九合七勺		四、五〇坪		二、四坪七合九勺		一		
三、桑園改良指導圓物		五町七反四畝三步		三町三反二天步		一町步		八町七反三步				
四、建		一、三二、六七坪		四〇、三五〇坪		五、一、三三坪		二、三三、四五〇坪				

## (イ) 原蠶種の製造配付

尙蠶業試驗場に於て施行しつゝある事業の主なるものを示せば左の如し。

年 度 別	春 蠶 種		夏 秋 蠶 種		計
	大 正 三 年	昭 和 十 年	大 正 三 年	昭 和 十 年	
同	八、六五二	一	三〇、二五二	二、五三八	八、六五二
同	四七、九二〇	一	四五、一一〇	四二、二一〇	三二、七九〇
同	五五、一〇一	一	八〇、一三一	六五、五四一	一二〇、六五二
同	七六、七二六	一	七五、四五五	七五、四五五	一五五、五七六
同	七六、九八九	一	七七、六九〇	一五四、四一六	一五四、四一六
同	七三、七七九	一	七三、六四三	一五〇、六三二	一五〇、六三二
同	六三、二八一	一	八二、四三四	一五六、二一三	一五六、二一三
同	六九、九二一	一	九二、六一四	一五五、八九五	一五五、八九五
同	八七、六〇六	一	一五七、五二七	一五七、五二七	一五七、五二七

春	蠶
國蠶支一〇六號	國蠶支一七七號
國蠶歐十八號	國蠶支一八號
國蠶日一七號	國蠶白一〇六號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇六號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶歐十九號	國蠶支一〇七號
國蠶支一〇六號	國蠶支一〇六號
國蠶歐十六號	國蠶支一〇七號

夏	蠶
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇六號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶歐十八號	國蠶支一〇六號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號

秋	蠶
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇六號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶歐十八號	國蠶支一〇六號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號

冬	蠶
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇六號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號
國蠶歐十八號	國蠶支一〇六號
國蠶支一〇六號	國蠶白一〇七號
國蠶日一七號	國蠶白一〇七號

(ヘ)(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)  
 桑園改良指導圃の施設並栽桑講習生の養成  
 依頼鑑定分析  
 規程に依る繭検定並鑑定  
 繭絲業に關する講習、講話、實地指導及質疑應答

## (ト) 養業練習生の養成

## (四) 養業教育

## (イ) 縣立農蠶學校

蠶絲業に關する唯一の縣立専門教育機關として大正九年度始めて川越市に設置せられた校名を縣立養業學校と稱せしも、昭和九年四月内容に於て農學校に於ける科目を織込み校名を現在の名稱に改め農蠶に關する教育を行ひつゝあり。

## (ロ) 縣立熊谷農學校

明治三十五年設立せられたるものにして、特に蠶絲業に關する一科目を設け斯業に關する教育を行ひつゝあり。

## (ハ) 縣立秩父農林學校

明治二十九年設置せられたる郡立農業學校を大正八年秩父郡立農林學校と改稱し、更に大正十一年縣に移管し現在の名稱に改めたるものにして、養蠶は秩父郡地方生産業中最も重要なものなるを以て特に蠶絲業に重きを置き教育しつゝあり。

## (ニ) 縣立杉戸農業學校

大正十年設置せられたる郡立杉戸農學校を大正十二年縣に移管せられたるものにして特に養業に關する一科目を設け教育しつゝあり。

## (ホ) 競進社實業學校

児玉郡兒玉町にあり、明治十年木村九藏氏養蠶改良競進組を組織せるに始まり、明治十七年競進社と改め、明治二十九年養業講究所を設け、明治三十三年競進社養業學校と改稱し、更に大正十四年四月に至り、商科を加へて競進社實業學校と改正し、本邦私立蠶業教育機關の權威として許さる。

## (ヘ) 飯能實業學校

入間郡飯能町に在り、須田甚作氏の經營に係はる。明治三十六年養業傳習所を開きたるに始まり、大正七年組織を改め壽田館養業學校と稱して大正十三年更に商科を加へて

(ト) 蠶業試驗場

現在の名稱に改めたり。  
蠶業試驗場に於て大正四年以來蠶業練習生を養成し蠶業に關する技術を修得せしめつ  
あり。

(五) 奨勵施設

一、桑園の改良

縣下三萬五千餘町歩の桑園改良の任に當らしむる爲め縣に農林技師一名、農林技手一  
名を設置し、蠶業試驗場に農林技師一名、農林技手三名を置き栽桑に關する指導獎勵に  
當らしめ、尙秩父、川越兩支場に各栽桑專任技手を常置す。

(イ) 桑園改良指導圃設置

蠶業試驗場、同秩父支場及縣下六箇所に桑園改良指導圃二町七反四畝二三歩を設置し  
蠶業試驗場に於ける試驗研究成績の實際的普及を圖ると共に各指導圃に於ける生産桑

苗の配付を爲し桑園改良の促進を圖りつゝあり。而して之がため蠶業試驗場に専任技  
術職員一名を設置し、且つ蠶業取締所各支所技術職員一名をして指導圃主任を兼掌せ  
しむ。

(ロ) 栽桑講習生の養成

桑園改良指導圃に於て將來養蠶實行組合又は農會に於ける栽桑指導者たるべき者を養  
成し、桑に關する學理及技術を實際的に修得せしむ。

講習期間は四月より翌年三月に至る一ヶ年なり。

(ハ) 荒廢桑園整理改植並混作獎勵

昭和七年度以來荒廢桑園整理改植補助規程を公布し、政府の獎勵助成金を以て繼續施  
行なし更に昭和九年度以來桑園の彈力性維持を圖り、併せて多角形的利用の實を擧げ  
しむるため政府の獎勵方針に依り桑園混作を獎勵しつゝあり。

(二) 稚蠶共同飼育桑園設置獎勵

春蠶期に於ける凍害豫防並夏秋蠶期に於ける全芽育成獎勵の目的を以て、昭和六年縣

令を以て補助規程を公布し、稚蠶共同桑園の設置を奨励し蠶作の安定及桑葉の經濟を圖り、併せて養蠶實行組合共同經營の助長に努めつゝあり。

(ホ) 桑 苗 檢 查

桑苗取引改善の爲め、昭和八年三月縣令に依り桑苗検査規則を公布し、蠶業取締所職員並臨時検査員をして蠶絲業法所定の桑苗生産取締と相俟つて桑苗實質の向上に努めつゝあり。

二、養 蠶 の 改 良

蠶絲業獎勵の任に當らしむる爲め、縣に技術職員として農林技師一名、農林技手二名事務職員農林主事補二名を設置す。

(イ) 乾 蘿 取 引 の 獎 勵

大正十三年以來縣下七箇所に產業組合に依る乾蘿組合設立され、縣は乾蘿取引獎勵の任に當らしむる爲め左記乾蘿販賣組合に縣技術員を配置す。

入間郡 乾蘿販賣利用組合

比企郡 蘿販賣利用組合

兒玉郡 乾蘿販賣利用組合  
北埼玉郡 乾蘿販賣購買利用組合

大里郡 乾蘿販賣購買利用組合  
南埼玉郡 乾蘿販賣利用組合

(ロ) 養 蠶 實 行 組 合 の 表 彰

養蠶實行組合にして優秀なる成績を收め他の模範となすに足るものに對し獎勵金を交付し之を表彰す。

(ハ) 養 蠶 實 行 組 合 指 導 員 設 置 補 助

昭和九年五月縣令を以て指導員設置補助規程を公布し、養蠶業組合に養蠶實行組合指導員を設置し一年を通じて技術員の設置をなしたるものに對し、その五割以内の補助金を交付して以て縣の指導獎勵方針を直に具體化すると共に、養蠶業の經營改善の實現を期せんとし現在百三十八名設置し居れり。

(二) 縣養蠶業組合聯合會補助

縣養蠶業組合聯合會に對し組合事業獎勵の爲め補助金を交付す。

(ホ) 蟻絲業技術員指導補助  
縣下養蠅技術員を以て組織する技術協會に補助金を交付し、技術員の智識の啓發、技術の向上練磨を期すべき施設を實行せしめ蠅業の進展を計りつゝあり。

#### (ヘ) 蘭の検定

蘭の公正取引を期する爲め、本縣に在りては大正十一年以降蘭の検定を實施せるが、昭和七年度より縣告示を以て蘭検定規程を定め、農林省の示せる標準に基き検定を行ひ格付取引の徹底を計りつゝあり。

#### (ト) 蘭の鑑定

検定に提出せる産蘭に對し切歩鑑定を爲し各自代金分配の標準に資すると共に、併せて優良蘭生産の獎勵を爲しつゝあり。

#### (チ) 依頼鑑定分析

昭和十年度より蠅業試驗場に於て、土壤(酸度)、フオルマリン(硫酸アルブヒド)、

クロール石灰(有効鹽素)、水(硬度、定性分析)に付き當業者の依頼に應じ、各括弧内事項に付鑑定、分析をなしつゝあり。

#### (リ) 蟻蛆豫防驅除施設獎勵

近年蠅蛆の被害増加の傾向にあるを以て、縣は昭和九年以來縣下二千七百名の蠅蛆豫防驅除督勵委員を囁託し、養蠅業組合に於て蠅蛆豫防驅除施設をなしたる場合之に對しその費用の全額補助をなし徹底的驅除を圖りつゝあり。

#### 三、製絲の改良

製絲業の改良を圖るため縣に農林技師一名、農林技手一名を常置し、製絲に關する指導獎勵をなさしむ。

#### (イ) 蟻絲業技術員養成補助

生絲販賣購買組合聯合會埼玉社に對し製絲技術員養成獎勵のため補助金を交付す。

#### 四、其の他

#### (イ) 產業獎勵





ヶ年間の本會並に郡市養蠶業組合の經費豫算及養蠶實行組合數を示せば左の如し。

埼玉縣養蠶業組合聯合會經費豫算

經費豫算	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	四六	四七	二、一三	二、一四	二、九三	二、九四	三、二七	三、二八	三、六二	三、六三
<b>各郡市養蠶業組合經費豫算並養蠶實行組合數</b>										
浦和市、川口市郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北足立郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川越市郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
入越郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
企郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
秋秩父郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大熊郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
児玉郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大里郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北埼玉郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南埼玉郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北葛飾郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
总计	一、五〇・〇〇									
平均	一、五〇・〇〇									

(三) 埼玉縣蠶種業組合

明治四十三年五月埼玉縣蠶種同業組合聯合會として設立、大正七年五月埼玉縣蠶種同業組合に組織を變更し、更に蠶絲業組合法の制定せらるゝに及び昭和六年十一月埼玉縣蠶種業組合に組織を改め縣下各郡市に八支部を置く。斯業の改善發達及統制を圖るを以

て目的とし、組合内には蠶種業研究調査會の設置あり。事業の主なるものは優良原蠶種の増殖配付、研究調査、講習講話會の開催等なり。事務所は埼玉縣蠶業試驗場内にあり。現在の組合員數は三八三名にして最近五ヶ年間に於ける經費豫算並に組合員數を示せば次の如し。

年 度	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
組合員數	二、二六〇	四、三六〇	四、四三〇	五、一三三	五、〇一二
經費豫算	四元	四元	四元	三元	三元

#### (四) 埼玉縣製絲業組合

大正二年埼玉縣製絲同業組合として設立、昭和六年蠶絲業組合法の制定と共に同年十二月埼玉縣製絲業組合に組織を改め、事務所を蠶業試驗場内に置き製絲業の改良發達及統制を圖るを以て目的とす。事業は優良工男女表彰、講習講話會の開催、印刷物の配付諸調査等にして現在組合員の繰絲釜數は一五、三八五釜にして、最近五ヶ年の組合經費

豫算並に組合員數左の如し。

年 度	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
組合員數	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
經費豫算	一元	一元	一元	一元	一元

#### (五) 埼玉縣產業組合製絲組合

昭和六年十一月の設立にして、縣内産業組合製絲の改良發達及統制を圖るを以て目的とせり。事務所は以前熊谷市聯合會埼玉社内に置かれたりしが、昭和八年三月埼玉縣廳内に移せり。現在組合數は三四組合にして設立以降の經費豫算を表示せば左の如し。

年 度	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
組合員數	八七〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
經費豫算	一元	一元	一元	一元	一元

### (六) 埼玉縣繭絲同業組合

大正八年五月の設立になる、埼玉縣兒玉郡繭絲同業組合を大正十四年五月定款の變更により埼玉縣繭絲同業組合と改稱し、縣下一圓を地區とし繭絲賣買業、繭絲仲立及周旋業、繭絲屑物賣買業者を以て組織し、各郡市に支部を置き、事務所を埼玉縣蠶業試驗場内に置く。蠶絲業各團體と連絡提携し蠶絲業の改善發達と組合員協同一致營業上の弊害を矯正し其利益の増進を圖るを以て目的となす。最近に於ける經費豫算並組合員數左記の如し。

	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
組合員數	二三七六	二〇八九・六	六五五	八四九	八三三
經費豫算	三・五六	四・七六・〇	二・〇二	二・二三	二・一〇

### (七) 埼玉縣桑苗同業組合

昭和二年八月の設立にして、桑苗の生産販賣又は其の賣買を業とする者を以て組織し

各郡市に九支部を置き、組合員共同一致互に信義を守り桑苗營業上の弊害を矯正し斯業の改良發達を圖るを以て目的とし、事業として營業品の検査を行ひたるも、昭和八年検査を縣に移管せり。組合内に桑苗研究會の設置あり、専ら調査研究を行ひ之が中心となり組合事業の遂行に當り優良桑苗の安價生産に努めつゝあり。事務所を埼玉縣蠶業試驗場内に置く。最近に於ける組合經費豫算並組合員數左の如し。

	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
組合員數	一、五〇六	一、一六	一、一七	一、一〇	一、一〇
經費豫算	三・五六	四・七六・〇	二・〇二	二・二三	二・一〇

### (八) 埼玉縣養蠶技術協會

大正十年四月埼玉縣養蠶指導協會として設立、大正十五年四月組織を變更し埼玉縣養蠶技術協會と改稱し、縣内に於ける養蠶指導に當る者又は本縣内に住居し縣外に於て養蠶指導に從事するもの及本會の趣旨に賛成する者を以て會員とせるも、昭和九年四月會

員は本縣養蠶技術員免許證を所持せるものを以て組織すと會則を變更し、會員相互の氣脈を通し且學藝と人格の向上に努め蠶絲業の改善發達を圖るを以て目的とせり。業務の概要是講習講話會の開設、蠶絲業に關する功勞者の調査表彰、蠶絲業に關する諸般の調查研究、蠶絲業に關する品評會の開催等なり。最近に於ける經費豫算及會員數左の如し。

會員數	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	經費豫算	三五円	經費豫算	三六円	經費豫算	三九円	經費豫算	一〇〇円	經費豫算	一〇〇円
	三六	三六	三九	三九	四九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

#### (九) 埼玉縣蠶種販賣同業組合

大正十年五月縣下蠶種販賣業者を以て組織し、八支部を置き蠶種販賣上の弊害を矯正し、優良蠶種の普及を圖り、營業上の信用を保持し、組合員共同の利益を増進するを以て目的とせり。事務所を埼玉縣蠶業試驗場内に置く。最近五ヶ年の經費豫算並に組合員數左の如し。

名稱	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	所在	事務所	組合員數	乾	乾	乾	乾	乾	乾	乾
有限責任入間郡 乾爾販賣利用組合 同 比企郡	川越市	八、三四人	二〇	六	二六	三	七	一〇	一〇	一〇
松比山企町郡		七、四五人	一〇八〇	七臺	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇

#### (十) 埼玉縣乾爾組合協會

縣下七乾爾販賣利用組合相互の連絡を圖り、且つ組合經營上の調査並に協定をなすを以て目的とし、昭和七年九月設立せられ事務所を縣廳内蠶絲課に置く。所屬組合の狀況を示せば次の如し。

名稱	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	所在	事務所	組合員數	乾	乾	乾	乾	乾	乾	乾
有限責任入間郡 乾爾販賣利用組合 同 比企郡	川越市	八、三四人	二〇	六	二六	三	七	一〇	一〇	一〇
松比山企町郡		七、四五人	一〇八〇	七臺	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇

同乾爾販賣利組合	兒玉郡	本庄市	五、委六	八四臺	三一棟	昭和二十三年
同乾爾販賣利組合	大里郡乾爾	加北埼玉郡	七、委六	二六臺	一棟	大正十四年
同乾爾販賣利組合	南埼玉郡	熊谷市	七、委六	二〇〇八	八〇〇八	昭和十四年
同乾爾販賣利組合	北埼玉郡	大里郡乾爾	七、委六	一〇〇八	一棟	昭和十四年
同乾爾販賣利組合	葛飾郡	幸北葛飾町	一、三〇一	四、四〇三	一臺	昭和三月二十八日
同乾爾販賣利組合	埼玉村	篠南手	一、三〇一	八〇〇八	一棟	昭和三月二十八日
同乾爾販賣利組合	埼玉郡	埼玉市	一、三〇一	一〇〇八	一棟	昭和三月二十八日
同乾爾販賣利組合	埼玉郡	大里郡乾爾	一、三〇一	一〇〇八	一棟	昭和三月二十八日

## (十二) 大日本蠶絲會埼玉支會

明治三十九年九月設置せられたる大日本蠶絲會埼玉委員部は即ち支會の前身にして、明治四十二年二月本會定款の變更に伴ひ之を改めて埼玉支會となす。初め事務所を縣廳内に置きたりしが、大正十三年四月之を埼玉縣蠶業試驗場内に移し更に昭和五年一月再び縣廳内に之を置き今日に及べり。而して本會事務の進捗を圖るべく各郡に委員部を設け其事務を執りつゝあり。

由來本會は斯業に關する講習講話及各種の施設をなし、亦毎年優良男女工の表彰を行ふ等縣下蠶絲業の發達に資する處効なからず。

## 六、蠶絲業統計資料其他

昭和九年

### (一) 桑園反別

郡市別	總數	本			其			其		
		春蠶用	夏秋蠶用	畑	春蠶用	夏秋蠶用	畑	春蠶用	夏秋蠶用	畑
北足立 (浦和)	二・三九・三	二・三七・八	一・五・六	一・五・六	二・三七・七	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六
入間 (川越)	一・八九・三	一・八九・三	一・五・六	一・五・六	一・八九・三	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六
児玉	三・七九・五	三・七九・五	一・五・六	一・五・六	三・七九・五	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・五・六
比企	三・六二・八	三・六二・八	一・五・四	一・五・四	三・六二・八	一・五・四	一・五・四	一・五・四	一・五・四	一・五・四
玉	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三	一・五・三
父企	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一	一・五・一



郡 市 別	計					
	大正九年			昭和九年		
	北	南	北	南	北	南
北足立(浦和)	六、七九	五、七九	一、五三	一、五二	一、七〇	一、四〇
入間(川越)	二、七三	二、七四	一、五八	一、五八	一、一三	一、一三
比企	六、六九	六、六九	一、五七	一、五六	一、一〇	一、一〇
葛埼	六〇、一〇六	六〇、一〇六	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
葛里(熊谷)	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五
埼玉	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三
葛玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉飾	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一

(四) 養 蟻 (春蠶)

昭和九年

郡 市 別	計					
	大正九年			昭和九年		
	北	南	北	南	北	南
北足立(浦和)	六、七九	五、七九	一、五三	一、五二	一、七〇	一、四〇
入間(川越)	二、七三	二、七四	一、五八	一、五八	一、一三	一、一三
比企	六、六九	六、六九	一、五七	一、五六	一、一〇	一、一〇
葛埼	六〇、一〇六	六〇、一〇六	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
葛里(熊谷)	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五
埼玉	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三
葛玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉飾	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一

(五) 養 蟻 (夏秋蠶)

昭和九年

郡 市 別	計					
	大正九年			昭和九年		
	北	南	北	南	北	南
北足立(浦和)	六、七九	五、七九	一、五三	一、五二	一、七〇	一、四〇
入間(川越)	二、七三	二、七四	一、五八	一、五八	一、一三	一、一三
比企	六、六九	六、六九	一、五七	一、五六	一、一〇	一、一〇
葛埼	六〇、一〇六	六〇、一〇六	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
葛里(熊谷)	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五
埼玉	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三	一、一〇三
葛玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
玉飾	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一

郡市名	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北足立(浦和)	一六〇	三、三五五	一四〇	二、一五九	一三〇	一、九七〇
入間(川越)	一四一	六、六三	一三〇	六、〇九六	一二〇	一、八五〇
比秩兒大里	一三五	七、二四	一〇八	一、七〇四	一〇〇	一、六〇六
北埼玉	一三四	五、四九三	一〇六	一、四一〇	一〇〇	一、四〇九
北葛飾	一三二	五、〇九八	一〇四	一、二九四	九四	一、二四九
北南埼玉	一三〇	四、一三一	一〇二	一、一七〇	九一	一、一四〇
北葛飾	一三一	三、八八四	一〇一	一、一七〇	九〇	一、一三九
北玉	一二九	三、六九七	九八	一、一六〇	八六	一、一三一
北玉	一二八	三、五九六	九七	一、一五〇	八五	一、一二九
計	二、一六	六、六二八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
里			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
葛埼			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
谷			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
玉			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
玉			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
飾			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

## (七)

蠶種製造額(越年、不越年別)

昭和九年

郡市別	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北足立(浦和)	一六〇	三、三五五	一四〇	二、一五九	一三〇	一、九七〇
入間(川越)	一四一	六、六三	一三〇	六、〇九六	一二〇	一、八五〇
比秩兒大里	一三五	七、二四	一〇八	一、七〇四	一〇〇	一、六〇六
北埼玉	一三四	五、四九三	一〇六	一、四一〇	一〇〇	一、四〇九
北葛飾	一三二	五、〇九八	一〇四	一、二九四	九四	一、二四九
北南埼玉	一三〇	四、一三一	一〇二	一、一七〇	九一	一、一四〇
北葛飾	一三一	三、八八四	一〇一	一、一七〇	九〇	一、一三九
北玉	一二九	三、六九七	九八	一、一六〇	八六	一、一三一
北玉	一二八	三、五九六	九七	一、一五〇	八五	一、一二九
計	二、一六	六、六二八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

## (八)

蠶種製造額及合格額

昭和九年

郡市名	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北足立(浦和)	一六〇	三、三五五	一四〇	二、一五九	一三〇	一、九七〇
三名	一〇一	二、一〇六	九〇	一、九〇九	八九	一、八五〇
計	二、一六	六、六二八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

郡 市 別	化性別及春夏秋別蠶種合格額		春 蠶 用 種	普通 通 蠶 用 種	昭和九年
	原 蠶 種	化 性 蠶 種			
北足立 (浦和)	一化性 七百三十一 玉、玉、父、企	二化性 四百一十九 玉、玉、父、企	九百一十九 玉、玉、父、企	六百一十九 玉、玉、父、企	九百一十九 玉、玉、父、企
入間 (川越)	一化性 四百一十九 玉、玉、父、企	二化性 四百一十九 玉、玉、父、企	八百一十九 玉、玉、父、企	五百一十九 玉、玉、父、企	八百一十九 玉、玉、父、企
比 兒 秩 大 南 北 里 埼 葛 計	一化性 四百一十九 玉、玉、父、企	二化性 四百一十九 玉、玉、父、企	八百一十九 玉、玉、父、企	五百一十九 玉、玉、父、企	八百一十九 玉、玉、父、企

都 市 別	平付、散卵別蠶種製造額			昭和九年
	普 通 蠶 種	春 蠶 用 種	夏 秋 蠶 用 種	
北足立 (浦和)	二、二〇九 玉、玉、父、企	二、二〇九 玉、玉、父、企	一、一八四 玉、玉、父、企	一、一八四 玉、玉、父、企
入間 (川越)	一、九〇九 玉、玉、父、企	一、九〇九 玉、玉、父、企	一、一五〇 玉、玉、父、企	一、一五〇 玉、玉、父、企
比 兒 秩 大 南 北 里 埼 葛 計	二、一九二 玉、玉、父、企	二、一九二 玉、玉、父、企	一、一九二 玉、玉、父、企	一、一九二 玉、玉、父、企

北葛飾玉		南葛飾玉		北埼玉		大里(熊谷)	
里	埼	里	埼	川入	足	大	里(熊谷)
大	北	大	北	大	北	大	北
里	里	里	里	里	里	里	里
埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼
(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)
玉	父	玉	父	玉	父	玉	父
企	企	企	企	企	企	企	企
計		計		計		計	

## (土) 乾 蘭

昭和八年

兒玉		秩父		比良		大里(熊谷)	
里	埼	里	埼	里	埼	里	埼
大	北	大	北	大	北	大	北
里	里	里	里	里	里	里	里
埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼
(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)	(熊谷)	(川越)
玉	父	玉	父	玉	父	玉	父
企	企	企	企	企	企	企	企
計		計		計		計	

郡別		市別		製絲		計	
北	大	北	大	北	大	北	大
足	里	足	里	足	里	足	里
立	間	立	間	立	間	立	間
(浦和)	(川越)	(浦和)	(川越)	(浦和)	(川越)	(浦和)	(川越)
玉	企	玉	企	玉	企	玉	企
計		計		計		計	

(土) 製絲

月數	金	緑製絲	座	月數	金	玉絲製絲	月數
一	1	六	一	一	1	六	一
二	1	六	一	二	1	六	一
三	1	六	一	三	1	六	一
四	1	六	一	四	1	六	一
五	1	六	一	五	1	六	一
六	1	六	一	六	1	六	一
七	1	六	一	七	1	六	一
八	1	六	一	八	1	六	一
九	1	六	一	九	1	六	一
十	1	六	一	十	1	六	一
十一	1	六	一	十一	1	六	一
十二	1	六	一	十二	1	六	一

(三) 蟻絲類及眞綿生產額		北 南 葛 壴 飾 玉	計
郡市別	器 械 生 線 織 絲		
北足立(浦和)	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 二、五〇〇 四、六〇〇 六、四〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
入間(川越)	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
比秩兒	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
大里(熊谷)	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
葛埼玉	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
飾玉	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、一〇、六〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇
計	四七、〇〇〇 一五、〇〇〇 五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇 一六、〇〇〇	四七、〇〇〇 一五、〇〇〇 五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇 一六、〇〇〇	四七、〇〇〇 一五、〇〇〇 五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇 一六、〇〇〇

聖天	(古)名	稱	所	在	地	摘要
社縣三峰神社	中官幣金鑄神社	大社水川神社	北足立	東北郡大約大宮町	北足立 より東北本大約大宮町	明治廿四年正月明治天皇行幸御親祭あり勅祭の 詔書を下し陽月明治天皇行幸御親祭あり勅祭の て祀る社殿の後方祭神は武運一所守護神神靈鳴尊
大里(高崎郡半自動車の便あり約二町)	秋父鐵道三峰口(高線熊谷驛より約五村)	兒玉(里中自動車の便あり約五村)	北足立(東北郡大約大宮町)	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり
大里(高崎郡半自動車の便あり約二町)	秋父鐵道三峰口(高線熊谷驛より約五村)	兒玉(里中自動車の便あり約五村)	北足立(東北郡大約大宮町)	併辨誥伊弉諾神社第一の靈場なり	併辨誥伊弉諾神社第一の靈場なり	併辨誥伊弉諾神社第一の靈場なり
大里(高崎郡半自動車の便あり約二町)	秋父鐵道三峰口(高線熊谷驛より約五村)	兒玉(里中自動車の便あり約五村)	北足立(東北郡大約大宮町)	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり	延喜式内名神社に於て祀る古塔は天照大神として武藏國の二の宮たり 境内の廣さ約五萬坪あり

不動岡不動尊	岩殿觀音	熊谷寺	喜多院	慈光寺
北埼玉郡不動岡町	(東武鐵道本線加須驛より)	熊谷市	越谷市	川越市
(東武鐵道東上線小川驛より)	(東武鐵道東上線高坂坂越驛より)	(高崎線熊谷驛より)	(高崎線熊谷驛より)	(東北本線大宮驛より)
(約半里自動車の便あり)	(約四十里自動車の便あり)	(約七町)	(約二町)	(約四里電車の便あり)
玉嶋山總願寺と號す本尊は智證大師作(空海の作とも云ふ)不動明王にして元京都宸殿に安置せられしものなりき境域實に一萬坪に亘り	田満仲の子又丸の念持佛陀は愚必僧都の作多良寺にて安置せらるゝ也	往時勅定する關東天台の本山にして德川三代將軍家光の誕生せし江戸城内紅葉山の別荘塔を移して堂宇を建立したるものなり又別に寶塔僧正三位の木像を安置す其の他五百羅漢、多達の遺物あり	草庵を立せしるゝ即ち熊谷寺是なり直實の遺物	白鳳二年南都興福寺慈訓和尚の開基にして千手觀音を奠る稀有の靈場にして阪東九番の札所
に岩殿觀音の名夙に世に著はる阪東十番の札所にして養老年間僧逸海の建立せし遺蹟なり	淨土宗にして本尊阿彌陀佛は愚必僧都の作多良寺にて安置せらるゝ也	往時勅定する關東天台の本山にして德川三代將軍家光の誕生せし江戸城内紅葉山の別荘塔を移して堂宇を建立したるものなり又別に寶塔僧正三位の木像を安置す其の他五百羅漢、多達の遺物あり	往時勅定する關東天台の本山にして德川三代將軍家光の誕生せし江戸城内紅葉山の別荘塔を移して堂宇を建立したるものなり又別に寶塔僧正三位の木像を安置す其の他五百羅漢、多達の遺物あり	に岩殿觀音の名夙に世に著はる阪東十番の札所にして養老年間僧逸海の建立せし遺蹟なり

櫻樹の井戸	天覽山	象ヶ鼻鉢形城址	長瀬	(東武鐵道東上線小川驛より)
大里郡八基村	熊谷の櫻堤	大里郡寄居町	秋父郡	(秋父鐵道野上長靜驛より)
入間郡飯能町	(高崎線熊谷驛より)	(秋父鐵道寄居)	大里郡	(秋父鐵道野上長靜驛より)
(武藏野鐵道飯能駅より約一町)	(驛より七町)	(驛より七町)	(秋父鐵道野上長靜驛より)	(秋父鐵道野上長靜驛より)
鹿島神社境内に繁茂し心空洞に在り櫻の周圍三丈六尺枝葉十有八間の廣さあるものは是なり明治三年世界探險家佛人	所謂象ヶ鼻の奇景なり船底曲流する處に断崖あり遊の樂盡きず畏くも大正天皇へ東宮にして船	本町の西方荒川の奔湍曲流する處に断崖ありませじ頃行幸ありて船底曲流する處に断崖あり遊の樂盡きず畏くも大正天皇へ東宮にして船	峰を望むべく筑波の翠巒も一眸の中に在り白治十六年近衛師團の演習に際し明治天皇行幸の爲に滅ざる天覽山の稱す是より始まり頂上碑多し	呼ぶ山頂より眺望佳にして遠くは富士の面白あり行幸の盛事を記す

(高崎線深谷驛より一里)  
(二十町自動車の便あり)

ブリュメー氏來遊し恐くは世界の奇蹟ならん  
と歎賞せり

蒲櫻	北足立郡石戸村	北足立郡石戸村	東光寺境内に在り其の樹大にして且歴史的價値あるを以て知らる總根元の周圍三丈五尺六寸に達し枝は何れも數丈の長きに及び根際に數基の石碑を貯して成長する其の石碑には貞永元年即ち今より六百九十年前のものあり蒲冠者範頗の權ゆる所なりと傳ふ
牛島の藤	北葛飾郡幸松村	北葛飾郡幸松村	(高崎線桶川驛より西北約一里半)
柏壁の藤	北足立郡石戸村	北足立郡石戸村	(高崎線桶川驛より東武鐵道本線柏壁驛より一里半)
自生櫻地草	北足立郡石戸合村	北足立郡石戸合村	(東北本線浦和驛より西南)
行幸堤	北葛飾郡行幸村	北葛飾郡行幸村	(東北本線久喜驛より一里半自動車の便あり)
百穴	北埼玉郡忍町	北埼玉郡忍町	(秩父鐵道行田驛より七町村)
忍城址	北埼玉郡忍町	北埼玉郡忍町	(武藏野郡高麗道飯能驛より一里)
高麗王若光の墓	比企郡見松山	比企郡見松山	(東武鐵道東上総松原驛より十五町)

高麗王若光の墓	忍城址	百穴	入間郡北埼玉郡忍町	高麗王若光の墓
			(武藏野郡高麗道飯能驛より一里)	
			(秩父鐵道行田驛より七町村)	
			(東武鐵道東上総松原驛より十五町)	

さ云ふ百穴並びて松山城址あり其の絶壁を掘鑿して岩窟ホテルと稱するものなぞる著手以來二十有餘年の星霜を經たり云ふ  
文明年中成田親泰兄玉武藏大掾重行を亡じて之に代り後江戸の封内に歸し寛永年中阿部豊後守忠秋せられ文政六年白河城に移封せらるゝや松平忠義伊勢より來り城主となる封十萬石傳はりて維新の新政に至る今猶残塚存して名城の一大たり

靈廟二年高麗人千七百九十九人を武藏の國に移り王若光の墓置けり是れ今之高麗村地方なほに壊滅して讀む能はず

昭和十年三月二十八日印刷

昭和十年三月三十一日發行

【非賣品】

埼玉縣經濟部蠶絲課  
埼玉縣養蠶業組合聯合會

印 刷 者 青山 博 吉

埼玉縣川越市大字川越一四五〇番地  
埼玉縣川越市大字川越一四五〇番地

印 刷 所 株式會社 青山印刷所

埼玉県立浦和図書館



30033645